附属統計表

目 次

第1表-1	人口動態総覧の年次推移157
第1表-2	人口動態総覧(率)の年次推移
第2表	15歳以上人口の年齢階級別にみた配偶関係別割合の推移 (昭和55年~平成12年)…159
第3表	衆参両議院における議員数の推移160
第4表	国の審議会等における女性の参画状況161
第5表	地方議会における議員数の推移
第6表	目標の対象である審議会等委員への女性の登用(都道府県・政令指定都市) …163
第7表	進学率の推移164
第8表	学歴別新規学卒就職者数,構成比及び就職率の推移165
第9表	学校管理職等における男女別状況166
第10表	就業状態,主な活動状態別人口167
第11表	年齢階級別労働力人口及び労働力率168
第12表	産業別所定内給与額169
第13表	男女別,年齢階級別農家世帯員の就業状態170
第14表	男女,ふだんの就業状態,年齢階級,行動の種類別総平均時間(週全体)171
第15表	主要国の労働力率172
第16表-1	国家公務員指定職及び行政職 (一) 9級以上の状況173
第16表-2	一般職の国家公務員の級別在職者数(行政職(一))174
第17表	平成14年度府省別・職務の級別在職状況 (行政職 (一) 1級~11級, 指定職)…175

第1表-1 人口動態総覧の年次推移

(単位:人,件)

年次1)	出生数	五 七 ※	∸ 251 12 10 185	以旧五十卷	新生児		死 産 数2)		周 産 期	析 fig // */-	☆# 北氏 //+ ※b	年 次
一年次	出 生 数	死 亡 数	自然増加数	乳児死亡数	死亡数	総 数	自 然	人工	死亡数3)	婚姻件数	離婚件数	一
昭和22年	2,678,792	1,138,238	1,540,554	205,360	84,204	123,837	• • •		• • •	934,170	79,551	昭和22年
23	2,681,624	950,610	1,731,014	165,406	73,855	143,963	*104,325	*31,055	• • •	953,999	79,032	23
24	2,696,638	945,444	1,751,194	168,467	72,432	192,677	*114,161	*75,585	• • •	842,170	82,575	24
25	2,337,507	904,876	1,432,631	140,515	64,142	216,974	106,594	110,380	• • •	715,081	83,689	25
30	1,730,692	693,523	1,037,169	68,801	38,646	183,265	85,159	98,106	• • •	714,861	75,267	30
35	1,606,041	706,599	899,442	49,293	27,362	179,281	93,424	85,857	• • •	866,115	69,410	35
40	1,823,697	700,438	1,123,259	33,742	21,260	161,617	94,476	67,141	• • •	954,852	77,195	40
45	1,934,239	712,962	1,221,277	25,412	16,742	135,095	84,073	51,022	• • •	1,029,405	95,937	45
50	1,901,440	702,275	1,199,165	19,103	12,912	101,862	67,643	34,219	• • •	941,628	119,135	50
55	1,576,889	722,801	854,088	11,841	7,796	77,446	47,651	29,795	32,422	774,702	141,689	55
60	1,431,577	752,283	679,294	7,899	4,910	69,009	33,114	35,895	22,379	735,850	166,640	60
61	1,382,946	750,620	632,326	7,251	4,296	65,678	31,050	34,628	20,389	710,962	166,054	61
62	1,346,658	751,172	595,486	6,711	3,933	63,834	29,956	33,878	18,699	696,173	158,227	62
63	1,314,006	793,014	520,992	6,265	3,592	59,636	26,804	32,832	16,839	707,716	153,600	63
平成元	1,246,802	788,594	458,208	5,724	3,214	55,204	24,558	30,646	15,183	708,316	157,811	平成元年
2	1,221,585	820,305	401,280	5,616	3,179	53,892	23,383	30,509	13,704	722,138	157,608	2
3	1,223,245	829,797	393,448	5,418	2,978	50,510	22,317	28,193	10,426	742,264	168,969	3
4	1,208,989	856,643	352,346	5,477	2,905	48,896	21,689	27,207	9,888	754,441	179,191	4
5	1,188,282	878,532	309,750	5,169	2,765	45,090	20,205	24,885	9,226	792,658	188,297	5
6	1,238,328	875,933	362,395	5,261	2,889	42,962	19,754	23,208	9,286	782,738	195,106	6
7	1,187,064	922,139	264,925	5,054	2,615	39,403	18,262	21,141	8,412	791,888	199,016	7
8	1,206,555	896,211	310,344	4,546	2,438	39,536	18,329	21,207	8,080	795,080	206,955	8
9	1,191,665	913,402	278,263	4,403	2,307	39,546	17,453	22,093	7,624	775,651	222,635	9
10	1,203,147	936,484	266,663	4,380	2,353	38,988	16,936	22,052	7,447	784,595	243,183	10
11	1,177,669	982,031	195,638	4,010	2,137	38,452	16,711	21,741	7,102	762,028	250,529	11
12	1,190,547	961,653	228,894	3,830	2,106	38,393	16,200	22,193	6,881	798,138	264,246	12
13	1,170,662	970,331	200,331	3,599	1,909	37,467	15,704	21,763	6,476	799,999	285,911	13
14	1,153,855	982,379	171,476	3,497	1,937	36,978	15,161	21,817	6,333	757,331	289,836	14

⁽備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」による。

^{2. 1)} 昭和47年以前は沖縄県を含まない。

^{3. 2)} 昭和23年,24年の総数には自然・人工の不詳を含む。なお、*印は概数である。

^{4. 3)} 妊娠満22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。昭和50年以前が未記入になっているのは、算出するためのデータが存在しないことによる。

第1表-2 人口動態総覧(率)の年次推移

年次1)	出生率	死亡率	自然増加率	乳児死亡率	新生児死亡率	死産	率(出産2)-	千対)	周産期死亡率	婚姻率	離婚率
十八		(人口千対)		(出生	千対)	総 数	自 然	人 エ	(出産3)千対)	(人口	千対)
昭和22年	34.3	14.6	19.7	76.7	31.4	44.2				12.0	1.02
23	33.5	11.9	21.6	61.7	27.5	50.9	*36.9	*10.9		11.9	0.99
24	33.0	11.6	21.4	62.5	26.9	66.7	*39.1	*25.9		10.3	1.01
25	28.1	10.9	17.2	60.1	27.4	84.9	41.7	43.2		8.6	1.01
30	19.4	7.8	11.6	39.8	22.3	95.8	44.5	51.3	• • •	8.0	0.84
35	17.2	7.6	9.6	30.7	17.0	100.4	52.3	48.1	• • •	9.3	0.74
40	18.6	7.1	11.4	18.5	11.7	81.4	47.6	33.8	• • •	9.7	0.79
45	18.8	6.9	11.8	13.1	8.7	65.3	40.6	24.7	• • •	10.0	0.93
50	17.1	6.3	10.8	10.0	6.8	50.8	33.8	17.1	• • •	8.5	1.07
55	13.6	6.2	7.3	7.5	4.9	46.8	28.8	18.0	20.2	6.7	1.22
60	11.9	6.3	5.6	5.5	3.4	46.0	22.1	23.9	15.4	6.1	1.39
61	11.4	6.2	5.2	5.2	3.1	45.3	21.4	23.9	14.6	5.9	1.37
62	11.1	6.2	4.9	5.0	2.9	45.3	21.2	24.0	13.7	5.7	1.30
63	10.8	6.5	4.3	4.8	2.7	43.4	19.5	23.9	12.7	5.8	1.26
平成元	10.2	6.4	3.7	4.6	2.6	42.4	18.9	23.5	12.1	5.8	1.29
2	10.0	6.7	3.3	4.6	2.6	42.3	18.3	23.9	11.1	5.9	1.28
3	9.9	6.7	3.2	4.4	2.4	39.7	17.5	22.1	8.5	6.0	1.37
4	9.8	6.9	2.9	4.5	2.4	38.9	17.2	21.6	8.1	6.1	1.45
5	9.6	7.1	2.5	4.3	2.3	36.6	16.4	20.2	7.7	6.4	1.52
6	10.0	7.1	2.9	4.2	2.3	33.5	15.4	18.1	7.5	6.3	1.57
7	9.6	7.4	2.1	4.3	2.2	32.1	14.9	17.2	7.0	6.4	1.60
8	9.7	7.2	2.5	3.8	2.0	31.7	14.7	17.0	6.7	6.4	1.66
9	9.5	7.3	2.2	3.7	1.9	32.1	14.2	17.9	6.4	6.2	1.78
10	9.6	7.5	2.1	3.6	2.0	31.4	13.6	17.8	6.2	6.3	1.94
11	9.4	7.8	1.6	3.4	1.8	31.6	13.7	17.9	6.0	6.1	2.00
12	9.5	7.7	1.8	3.2	1.8	31.2	13.2	18.1	5.8	6.4	2.10
13	9.3	7.7	1.6	3.1	1.6	31.0	13.0	18.0	5.5	6.4	2.27
14	9.2	7.8	1.4	3.0	1.7	31.1	12.7	18.3	5.5	6.0	2.30

合計特殊 出生率 ⁴⁾
4.54
4.40
4.32
3.65
2.37
2.00
2.14
2.13
1.91
1.75
1.76
1.72
1.69
1.66
1.57
1.54
1.53
1.50
1.46
1.50
1.42
1.43
1.39
1.38
1.34
1.36
1.33
1.32

(備考) 厚生労働省「人口動態統計」による。

- 1) 昭和47年以前は沖縄県を含まない。
- 2) 出生に死産を加えたものである。なお、*印は概数である。
- 3) 出生に妊娠満22週以後の死産を加えたものである。昭和50年以前が未記入になっているのは、算出するためのデータが存在しないことによる。
- 4) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

第2表 15歳以上人口の年齢階級別にみた配偶関係別割合の推移(昭和55年~平成12年)

男女,年齢			未婚					有配偶					死 別					離別		
一	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
女	20.9	21.7	23.4	24.0	23.7	64.0	62.5	60.4	59.1	58.2	12.4	12.7	12.3	12.7	13.0	2.5	3.0	3.2	3.7	4.4
15~19歳	99.0	98.9	98.2	98.9	99.1	0.9	0.9	0.7	0.6	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~24	77.7	81.4	85.0	86.4	87.9	21.9	17.9	13.5	12.6	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7
25~29	24.0	30.6	40.2	48.0	54.0	74.5	67.7	57.5	49.6	43.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.5	1.6	1.8	2.4
30~34	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6	88.0	86.1	82.7	76.4	68.9	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	2.4	3.0	2.9	3.4	4.2
35~39	5.5	6.6	7.5	10.0	13.8	90.2	88.3	87.3	84.7	79.2	1.2	0.9	0.7	0.6	0.5	3.0	4.1	4.2	4.4	5.6
40~44	4.4	4.9	5.8	6.7	8.6	89.5	88.4	87.1	86.1	83.3	2.6	2.1	1.6	1.3	1.2	3.4	4.6	5.2	5.6	6.3
45~49	4.4	4.3	4.6	5.6	6.3	86.8	86.9	86.4	85.0	83.7	5.0	4.3	3.4	2.6	2.3	3.6	4.5	5.3	6.4	7.0
50~54	4.4	4.4	4.1	4.5	5.3	82.3	83.6	84.2	83.8	82.4	9.0	7.6	6.5	5.3	4.2	4.1	4.3	4.8	6.0	7.3
55~59	3.5	4.4	4.2	4.1	4.3	74.9	78.1	79.9	80.6	80.3	17.1	13.1	11.1	9.8	8.1	4.2	4.4	4.3	5.1	6.4
60~64	2.4	3.5	4.2	4.1	3.8	63.5	68.6	73.0	74.7	75.7	30.2	23.6	18.1	16.4	14.3	3.5	4.2	4.2	4.3	5.2
65~69	1.7	2.4	3.4	4.2	3.9	51.3	54.8	61.0	65.6	67.8	43.6	39.3	31.0	25.7	23.0	2.8	3.4	3.9	4.0	4.3
70~74	1.3	1.7	2.3	3.4	4.0	38.1	40.5	45.1	50.7	56.1	57.5	55.1	48.6	41.8	34.9	2.2	2.6	3.1	3.7	3.9
75~79	1.0	1.3	1.7	2.3	3.2	24.0	26.3	29.8	33.0	38.7	72.1	70.2	64.9	61.3	53.0	1.9	2.0	2.4	2.8	3.4
80~84	0.8	1.0	1.3	1.7	2.2	12.7	13.8	16.4	18.3	21.5	83.6	83.3	78.8	77.1	71.5	1.7	1.6	2.0	2.1	2.6
85歳以上	0.7	0.8	1.0	1.4	1.6	4.9	5.2	6.1	6.5	7.7	91.5	92.2	89.4	89.6	86.0	1.6	1.4	1.7	1.6	1.9
(再掲)																				
65歳以上	1.3	1.7	2.3	3.0	3.3	35.4	36.6	40.1	43.1	45.5	60.1	59.0	53.6	50.1	46.1	2.3	2.5	3.0	3.2	3.5
男	28.5	29.6	31.2	32.1	31.8	67.6	66.2	63.8	62.6	61.8	2.4	2.4	2.4	2.5	2.7	1.2	1.6	1.8	2.2	2.7
15~19歳	99.6	99.4	98.5	99.2	99.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~24	91.5	92.1	92.2	92.6	92.9	8.1	7.4	6.2	6.5	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
25~29	55.1	60.4	64.4	66.9	69.3	44.1	38.7	33.9	31.6	29.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.6	0.6	0.8	1.0
30~34	21.5	28.1	32.6	37.3	42.9	77.0	70.2	65.2	60.4	54.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.2	1.4	1.4	1.6	2.0
35~39	8.5	14.2	19.0	22.6	25.7	89.4	83.2	78.1	74.3	69.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	1.7	2.2	2.2	2.4	3.0
40~44	4.7	7.4	11.7	16.4	18.4	92.7	89.2	84.3	79.4	76.1	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	1.9	2.7	3.0	3.2	3.6
45~49	3.1	4.7	6.7	11.2	14.6	93.8	91.5	88.5	83.4	78.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	2.0	2.8	3.4	4.0	4.3
50~54	2.1	3.1	4.3	6.7	10.1	94.3	92.6	90.4	87.0	82.2	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.9	2.7	3.3	4.2	4.9
55~59	1.5	2.1	2.9	4.3	6.0	93.8	93.0	91.3	88.8	85.6	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	1.7	2.2	2.8	3.7	4.7
60~64	1.2	1.6	2.0	2.9	3.8	92.5	92.2	91.4	89.5	87.2	4.6	4.3	4.0	3.8	3.5	1.6	1.9	2.2	3.0	4.0
65~69	0.9	1.2	1.4	1.9	2.5	89.5	90.3	90.2	89.1	87.4	8.0	6.8	6.3	6.0	5.6	1.4	1.6	1.8	2.2	3.1
70~74	0.8	0.9	1.0	1.4	1.7	83.7	86.0	87.4	87.3	86.1	14.0	11.6	9.8	9.4	8.7	1.3	1.4	1.4	1.7	2.1
75~79	0.7	0.8	0.8	1.0	1.2	74.4	78.3	81.4	83.2	82.4	23.4	19.6	16.0	14.2	13.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.5
80~84	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	62.0	66.3	71.2	74.8	76.3	35.8	31.8	26.3	23.0	19.8	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
85歳以上	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	44.2	47.8	52.3	56.4	59.5	53.4	50.4	45.1	41.4	36.3	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0
(再掲)																				
65歳以上	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	80.6	82.0	83.3	84.0	83.1	17.0	15.6	13.7	12.4	11.4	1.3	1.4	1.5	1.7	2.2

(備考) 総務省「国勢調査」による。

第3表 衆参両議院における議員数の推移

		[国会議員	1			衆	議院議	員			参	議院議	員	
	議員総	米石		総数に	対する	議員総	米石		総数に	対する	議員総	米石		総数に	対する
		奴		割合			奴		割合			奴		割合	
		女性	男性	女性	男性		女性	男性	女性	男性		女性	男性	女性	男性
昭和25年11月	699人	24人	675人	3.4%	96.6%	449人	12人	437人	2.7%	97.3%	250人	12人	238人	4.8%	95.2%
30年 5 月	716	23	693	3.2	96.8	466	8	458	1.7	98.3	250	15	235	6.0	94.0
35年 9 月	698	24	674	3.4	96.6	451	11	440	2.4	97.6	247	13	234	5.3	94.7
40年12月	704	24	680	3.4	96.6	454	7	447	1.5	98.5	250	17	233	6.8	93.2
45年1月	733	21	712	2.9	97.1	486	8	478	1.6	98.4	247	13	234	5.3	94.7
50年10月	726	25	701	3.4	96.6	475	7	468	1.5	98.5	251	18	233	7.2	92.8
55年7月	762	26	736	3.4	96.6	511	9	502	1.8	98.2	251	17	234	6.8	93.2
56年11月	754	25	729	3.3	96.7	506	9	497	1.8	98.2	248	16	232	6.5	93.5
58年8月	746	27	719	3.6	96.4	497	9	488	1.8	98.2	249	18	231	7.2	92.8
58年12月	759	26	733	3.4	96.6	511	8	503	1.6	98.4	248	18	230	7.3	92.7
59年 9 月	757	27	730	3.6	96.4	508	8	500	1.6	98.4	249	19	230	7.6	92.4
61年1月	750	27	723	3.6	96.4	502	8	494	1.6	98.4	248	19	229	7.7	92.3
61年7月	763	29	734	3.8	96.2	512	7	505	1.4	98.6	251	22	229	8.8	91.2
62年 3 月	760	29	731	3.8	96.2	509	7	502	1.4	98.6	251	22	229	8.8	91.2
63年 3 月	757	29	728	3.8	96.2	506	7	499	1.4	98.6	251	22	229	8.8	91.2
平成元年2月	752	29	723	3.9	96.1	500	7	493	1.4	98.6	252	22	230	8.7	91.3
元年7月	749	40	709	5.3	94.7	497	7	490	1.4	98.6	252	33	219	13.1	86.9
2年2月	763	45	718	5.9	94.1	512	12	500	2.3	97.7	251	33	218	13.1	86.9
4年3月	751	46	705	6.1	93.9	502	12	490	2.4	97.6	249	34	215	13.7	86.3
4年7月	752	49	703	6.5	93.5	500	12	488	2.4	97.6	252	37	215	14.7	85.3
5年3月	749	49	700	6.5	93.5	497	12	485	2.4	97.6	252	37	215	14.7	85.3
6年3月	761	52	709	6.8	93.2	509	14	495	2.8	97.2	252	38	214	15.1	84.9
7年3月	753	51	702	6.8	93.2	503	13	490	2.6	97.4	250	38	212	15.2	84.8
8年3月	746	48	698	6.4	93.6	494	12	482	2.4	97.6	252	36	216	14.3	85.7
9年3月	752	57	695	7.6	92.4	500	23	477	4.6	95.4	252	34	218	13.5	86.5
10年 3 月	750	60	690	8.0	92.0	499	24	475	4.8	95.2	251	36	215	14.3	85.7
11年3月	750	68	682	9.1	90.9	498	25	473	5.0	95.0	252	43	209	17.1	82.9
12年 3 月	751	68	683	9.1	90.9	499	25	474	5.0	95.0	252	43	209	17.1	82.9
13年 3 月	731	79	652	10.8	89.2	480	36	444	7.5	92.5	251	43	208	17.1	82.9
14年 3 月	725	74	651	10.2	89.8	479	36	443	7.5	92.5	246	38	208	15.4	84.6
15年 3 月	723	72	651	10.0	90.0	477	34	443	7.1	92.9	246	38	208	15.4	84.6
16年3月	723	70	653	9.7	90.3	477	34	443	7.1	92.9	246	36	210	14.6	85.4

(備考) 衆議院・参議院各事務局資料による。

第4表 国の審議会等における女性の参画状況

調査時点	審議会総数	女性委員を 含む審議会数	女性委員を 含む審議会の 比率(%)	委員総数	女性委員数	女性委員の 比率(%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4
51年6月30日	236	73	30.9	5,555	146	2.6
52年4月1日	231	77	33.3	5,468	151	2.8
53年6月1日	208	87	41.8	4,826	171	3.5
54年 6 月20日	199	91	45.7	4,537	183	4.0
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
56年6月1日	201	100	49.8	4,608	197	4.3
57年6月1日	201	100	49.8	4,632	200	4.3
58年6月1日	201	108	53.7	4,575	222	4.9
59年6月1日	204	112	54.9	4,642	242	5.2
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
62年 3 月31日	204	121	59.3	4,662	295	6.3
63年 3 月31日	203	123	60.6	4,509	297	6.6
平成元年3月31日	203	121	59.6	4,511	304	6.7
2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3
7年3月31日	203	174	85.7	4,496	589	13.1
8年3月31日	205	181	88.3	4,511	699	15.5
9年3月31日	209	190	90.9	4,532	751	16.6
10年 3 月31日	206	190	92.2	4,441	782	17.6
10年 9 月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3
11年3月31日	202	189	93.6	4,354	812	18.6
11年 9 月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8
12年 3 月31日	199	188	94.5	4,201	857	20.4
12年 9 月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9
13年 3 月31日	95	90	94.7	1,642	405	24.7
13年 9 月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7
14年 9 月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0
15年 9 月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8

⁽備考) 1. 内閣府資料による。 2. 国家行政組織法第8条及び内閣府設置法第37条,54条に基づく国の審議会等(停止中,人選中のもの及び地方支分部 局に置かれているものを除く)を対象に調査。

第5表 地方議会における議員数の推移

	i	都 道	府 県	議会			т .	ī 議 :	会			政会排	指定都市	議会	
	議員総	数		議員総対する		議員総	数		議員約		議員総		H XC HP (議員総対する	
		女性	男性	女性	男性		女性	男性	女性	男性		女性	男性	女性	男性
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
昭和51年12月	2,807	35	2,772	1.2	98.8	20,062	397	19,665	2.0	98.0	_	-	-	-	-
55年12月	2,833	34	2,799	1.2	98.8	20,080	441	19,639	2.2	97.8	_	_	-	-	-
56年12月	2,825	33	2,792	1.2	98.8	20,067	456	19,611	2.3	97.7	_	-	-	-	-
57年12月	2,792	34	2,758	1.2	98.8	20,014	466	19,548	2.3	97.7	_	_	-	_	-
58年12月	2,883	36	2,847	1.2	98.8	20,000	576	19,424	2.9	97.1	_	_	-	-	-
59年12月	2,871	35	2,836	1.2	98.8	19,888	586	19,302	2.9	97.1	_	_	-	_	-
60年12月	2,857	38	2,819	1.3	98.7	19,729	601	19,128	3.0	97.0	_	_	-	_	-
61年12月	2,811	39	2,772	1.4	98.6	19,599	632	18,967	3.2	96.8	_	_	-	-	-
62年12月	2,895	64	2,831	2.2	97.8	19,431	768	18,663	4.0	96.0	_	_	-	_	-
63年12月	2,874	67	2,807	2.3	97.7	19,358	784	18,574	4.1	95.9	_	_	-	_	-
平成元年12月	2,844	75	2,769	2.6	97.4	19,241	817	18,424	4.2	95.8	_	_	-	_	-
2年12月	2,798	72	2,726	2.6	97.4	19,070	862	18,208	4.5	95.5	_	_	-	_	-
3年12月	2,921	82	2,839	2.8	97.2	19,313	1,082	18,231	5.6	94.4	_	_	-	_	-
4 年12月	2,896	82	2,814	2.8	97.2	19,252	1,111	18,141	5.8	94.2	846	67	779	7.9	92.1
5 年12月	2,839	73	2,766	2.6	97.4	19,130	1,134	17,996	5.9	94.1	841	67	774	8.0	92.0
6 年12月	2,812	76	2,736	2.7	97.3	19,008	1,158	17,850	6.1	93.9	839	67	772	8.0	92.0
7年12月	2,927	92	2,835	3.1	96.9	19,050	1,392	17,658	7.3	92.7	848	89	759	10.5	89.5
8 年12月	2,876	94	2,782	3.3	96.7	19,071	1,412	17,659	7.4	92.6	844	90	754	10.7	89.3
9年12月	2,872	99	2,773	3.4	96.6	18,965	1,439	17,526	7.6	92.4	838	92	746	11.0	89.0
10年12月	2,837	99	2,738	3.5	96.5	18,755	1,491	17,264	7.9	92.1	834	92	742	11.0	89.0
11年12月	2,898	158	2,740	5.5	94.5	18,550	1,821	16,729	9.8	90.2	843	119	724	14.1	85.9
12年12月	2,888	159	2,729	5.5	94.5	18,379	1,855	16,524	10.1	89.9	837	120	717	14.3	85.7
13年12月	2,859	163	2,696	5.7	94.3	18,346	1,925	16,421	10.5	89.5	834	125	709	15.0	85.0
14年12月	2,827	165	2,662	5.8	94.2	18,331	1,976	16,355	10.8	89.2	834	124	710	14.9	85.1
15年12月	2,849	197	2,652	6.9	93.1	18,355	2,180	16,175	11.9	88.1	886	142	744	16.0	84.0

		町	村 議	숲			特別	l 🗵 i	議会			슫	ì	計	
	議員総額	数		議員総 対する		議員総	数		議員約対する		議員総	数		議員総 対する	総数に る割合
		女性	男性	女性	男性		女性	男性	女性	男性		女性	男性	女性	男性
	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	%	%
昭和51年12月	48,010	232	47,778	0.5	99.5	1,073	71	1,002	6.6	93.4	71,952	735	71,217	1.0	99.0
55年12月	47,221	274	46,947	0.6	99.4	1,073	73	1,000	6.8	93.2	71,207	822	70,385	1.2	98.8
56年12月	46,874	296	46,578	0.6	99.4	1,045	73	972	7.0	93.0	70,811	858	69,953	1.2	98.8
57年12月	46,482	296	46,186	0.6	99.4	1,034	73	961	7.1	92.9	70,322	869	69,453	1.2	98.8
58年12月	46,195	339	45,856	0.7	99.3	1,072	80	992	7.5	92.5	70,150	1,031	69,119	1.5	98.5
59年12月	45,760	377	45,383	0.8	99.2	1,059	80	979	7.6	92.4	69,578	1,078	68,500	1.5	98.5
60年12月	45,293	390	44,903	0.9	99.1	1,032	73	959	7.1	92.9	68,911	1,102	67,809	1.6	98.4
61年12月	44,827	404	44,423	0.9	99.1	1,029	79	950	7.7	92.3	68,266	1,154	67,112	1.7	98.3
62年12月	43,923	522	43,401	1.2	98.8	1,050	93	957	8.9	91.1	67,299	1,447	65,852	2.2	97.8
63年12月	43,486	536	42,950	1.2	98.8	1,041	93	948	8.9	91.1	66,759	1,480	65,279	2.2	97.8
平成元年12月	43,113	579	42,534	1.3	98.7	1,028	91	937	8.9	91.1	66,226	1,562	64,664	2.4	97.6
2 年12月	42,728	608	42,120	1.4	98.6	1,020	91	929	8.9	91.1	65,616	1,633	63,983	2.5	97.5
3 年12月	42,528	817	41,711	1.9	98.1	1,027	121	906	11.8	88.2	65,789	2,102	63,687	3.2	96.8
4 年12月	42,188	844	41,344	2.0	98.0	1,024	121	903	11.8	88.2	65,360	2,158	63,202	3.3	96.7
5 年12月	41,944	910	41,034	2.2	97.8	1,004	121	883	12.1	87.9	64,917	2,238	62,679	3.4	96.6
6 年12月	41,618	923	40,695	2.2	97.8	990	122	868	12.3	87.7	64,428	2,279	62,149	3.5	96.5
7 年12月	41,653	1,128	40,525	2.7	97.3	1,012	145	867	14.3	85.7	64,642	2,757	61,885	4.3	95.7
8 年12月	41,306	1,198	40,108	2.9	97.1	1,007	145	862	14.4	85.6	64,260	2,849	61,411	4.4	95.6
9 年12月	40,977	1,275	39,702	3.1	96.9	993	141	852	14.2	85.8	63,807	2,954	60,853	4.6	95.4
10年12月	40,559	1,339	39,220	3.3	96.7	989	141	848	14.3	85.7	63,140	3,070	60,070	4.9	95.1
11年12月	40,076	1,702	38,374	4.2	95.8	972	191	781	19.7	80.3	62,496	3,872	58,624	6.2	93.8
12年12月	39,707	1,777	37,930	4.5	95.5	967	191	776	19.8	80.2	61,941	3,982	57,959	6.4	93.6
13年12月	39,205	1,871	37,334	4.8	95.2	941	188	753	20.0	80.0	61,351	4,147	57,204	6.8	93.2
14年12月	38,694	1,901	36,793	4.9	95.1	936	189	747	20.2	79.8	60,788	4,231	56,557	7.0	93.0
15年12月	37,325	2,093	35,232	5.6	94.4	932	200	732	21.5	78.5	59,461	4,670	54,791	7.9	92.1

⁽備考) 総務省自治行政局選挙部資料による。ただし、政令指定都市については全国市議会議長会資料による。

第6表 目標の対象である審議会等委員への女性の登用(都道府県・政令指定都市)

(H15. 3.31 現在)

		目標の	,						女性登	(H15. 3. 31 現在) 用方策
都道府県 政令都市	目標値(年度まで)	i対ある 議数 数	女性 比率 (%)	調査年月		生人材名簿 長(掲載人数		人材育 成事業 の実施	委員の 公募	その他
北海道	30% (H19)	141	22.9	H14. 6		公表	658		0	
青森県	30% (H12)	82	36.3	H15. 3	0	非公表	189	0	0	
岩手県	50% (H22)	72	29.8	H15. 3		非公表	1,138	0	0	古光が多のない
宮城県 秋田県	40% (H22)	94	28.7	H15. 4	_	非公表	527	0	0	事前協議の実施
山形県	50% (H22) 30% (H17)	88	26.6 25.6	H15. 4		非公表	388 565			
福島県	33.3% (H22)	67	28.8	H15. 4		公表	725	Ŏ	Ö	
茨城県	30% (H17)	65	24.6	H15. 3		公表	1,027	Ŏ	Ŏ	
栃木県	35% (H17)	75	27.1	H15. 3		一部公表	617	Ŏ	Ŏ	
群馬県	33.3% (H17)	200	23.4	H15. 3			617	0	0	
埼玉県	35% (H18), 40% (H22)	74	25.7	H14. 6	0	公表	482	0	0	事前協議の実施
千葉県	30% (H17)	179	24.1	H15. 3	0	非公表	638	0		要綱を定め、登用促進を図っている
東京都神奈川県	35% (H16) 35% (H19)	198 111	24.3 28.8	H14. 4		公表	1,722	0	0	市販の名簿録を活用
新潟県	30% (H17)	68	24.9	H15. 12		非公表	273			
富山県	30% (H17)	90	26.9	H14. 6	Ŏ	公表	250	0	Ŏ	事前協議の実施
石川県	30% (H17)	123	24.7	H15. 3		非公表	225	Ĭ	Ĭ	事前協議の実施
福井県	30% (H17)	129	24.9	H15. 3	0	非公表	400	0	0	
山梨県	33.3% (H18)	95	24.8	H15. 3	0	公表	130	0	0	
長野県	35% (H17)	84	24.2	H15. 3	0	公表	241	0	0	
岐阜県	30% (H14)	187	30.5	H15. 3			512	0	0	
静岡県 愛知県	30% (H17), 35% (H22)	86	26.7	H15. 3	0	非公表	530	0	0	
三重県	30% (H17) 32% (H16)	68 81	27.8 28.1	H15. 1	0	非公表	533	0	0	 事前協議の実施
滋賀県	30% (H22)	104	27.9	H15. 3	ŏ		631		$\overline{}$	ず刑励成り天旭
京都府	33.3% (H17)	91	29.1	H15. 3		公表	1,458	0		
大阪府	3分の1(H17)	75	31.9	H15. 4		非公表	1,872	Ŭ		
兵庫県	30% (H17)	256	24.7	H15. 3	0	非公表	779	0	0	事前協議の実施
奈良県	30% (H17)	158	23.1	H15. 3	0	非公表	420	0	0	
和歌山県	30% (H17), 40% (H22)	110	21.8	H15. 3		非公表	217	0	0	事前協議の実施
鳥取県	40% (H17) 40% (H17)	65 72	40.7	H15. 3		公表	152 263	0	0	
<u>島根県</u> 岡山県	25% (H17), 30% (H22)	89	29.2 22.1	H15. 4		非公表公表	156		0	
広島県	30% (H17)	46	28.1	H15. 3		41	100			
山口県	30% (H18)	62	23.0	H15. 3		公表	62		0	
徳島県	30% (H18)	70	25.0	H15. 3	0	一部公表	379	0	0	
香川県	30% (H17)	57	25.1	H15. 3		公表	506	0	0	
愛媛県	33.3% (H17), 40% (H22)	134	27.5	H15. 4		公表	218	0	0	
高知県 福岡県	40% (H17)	147	27.4 32.1	H15. 3		非公表	156	0	0	
佐賀県	35% (H17) 30% (H18)	103 127	24.2	H14. 6 H15. 3		公表 公表	1,146 769	0		
長崎県	30% (H21)	58	19.4	H15. 3	Ŏ	非公表	244	ŏ	Ö	
能本県	30% (H17)	152	27.1	H15. 3	Ŏ	非公表	506	Ŏ	Ö	
大分県	30% (H17)	114		H15. 3		公表	336	Ŏ	Ŏ	
宮崎県	30% (H22)	105	22.1	H15. 3	0	非公表	281	0	0	女性登用推進員の設置,審議会等委員 への登用要領の制定
鹿児島県	30% (H20), 35% (H22)	91	27.1	H15. 3		公表	128			「女性委員登用促進要領」に基づく取組
沖縄県	30% (H23)	144	27.0	H15. 4	_		315		0.7	
計	400/ (HD4)	6.4	26.6	TT15 0	44	-TF-K -T-	1.050	35	39	市公孙泽阳道:
札幌市 仙台市	40% (H24) 30% (H19)	94	26.6 27.2	H15. 3	0		1,253 309		0	事前協議制導入
千葉市	30% (H19) 30% (H22)	106 141	22.3	H15. 3		7 公表 公表	453			
横浜市	35% (H18)	112	30.8	H14. 7	\vdash	41	400		0	
川崎市	30% (H12)	214	26.0	H14. 6	0	非公表	1,071		ŏ	
名古屋市	40% (H22)	100	20.0	H14. 8	0	非公表	約770			
京都市	35% (H22)	171	24.6	H15. 3	0	非公表	643		0	
大阪市	35% (H17)	59	28.9	H15. 3	0	. ,	1,660			
神戸市	30% (H19)	96	26.6	H15. 3	10	非公表	1,242			
広島市 福岡市	30% (H22) 30% (H17), 35% (H22)	240	24.7	H15. 4		公表	約1,000		0	車前投議制道 7
北九州市	30% (H17), 35% (H22) 35% (H16)	240 101	28.5 27.3	H15. 6		公表公表	532 1,321	0	0	事前協議制導入 事前協議制導入
さいたま市	設定なし *備考3	80	22.1	H15. 3			214			マ Da MMBXかれ。サンス
計	NAME OF STREET	50	25.8	11100	12	7, 44	21-1	1	10	
合計			26.4		56			36	49	

(備考) 1. 内閣府資料による。

- 2. 女性登用方策のうち実施しているものは○。 3. さいたま市の目標値は、合併に伴い計画が平成15年度中に策定予定という状況のため、調査時点では設定されていない。
- 4. 計及び合計欄の女性比率は、各都道府県及び各政令指定都市それぞれの女性比率を単純平均したもの。

第7表 進学率の推移

(単位:%)

	高等学	校等への	進学率	大学(学部)への	進学率	短期大学	(本科)へ	の進学率	大学	院への進	学率
	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和40年	70.7	69.6	71.7	12.8	4.6	20.7	4.1	6.7	1.7	4.2	1.9	4.7
45	82.1	82.7	81.6	17.1	6.5	27.3	6.5	11.2	2.0	4.4	1.5	5.1
50	91.9	93.0	91.0	27.2	12.7	41.0	11.2	20.2	2.6	4.3	1.7	5.1
55	94.2	95.4	93.1	26.1	12.3	39.3	11.3	21.0	2.0	3.9	1.6	4.7
60	93.8	94.9	92.8	26.5	13.7	38.6	11.1	20.8	2.0	5.5	2.5	6.5
平成 2	94.4	95.6	93.2	24.6	15.2	33.4	11.7	22.2	1.7	6.4	3.1	7.7
3	94.6	95.8	93.5	25.5	16.1	34.5	12.2	23.1	1.8	6.7	3.3	8.1
4	95.0	96.2	93.9	26.4	17.3	35.2	12.4	23.5	1.8	7.4	3.7	8.8
5	95.3	96.5	94.2	28.0	19.0	36.6	12.9	24.4	1.9	8.2	4.4	9.8
6	95.7	96.8	94.6	30.1	21.0	38.9	13.2	24.9	2.0	9.1	5.1	10.9
7	95.8	97.0	94.7	32.1	22.9	40.7	13.1	24.6	2.1	9.0	5.5	10.7
8	95.9	97.1	94.8	33.4	24.6	41.9	12.7	23.7	2.3	9.0	5.4	10.7
9	95.9	97.0	94.8	34.9	26.0	43.4	12.4	22.9	2.3	8.8	5.3	10.6
10	95.9	97.0	94.8	36.4	27.5	44.9	11.8	21.9	2.2	9.0	5.6	11.0
11	95.8	96.9	94.8	38.2	29.4	46.5	10.9	20.2	2.1	9.8	6.0	12.0
12	95.9	96.8	95.0	39.7	31.5	47.5	9.4	17.2	1.9	10.3	6.3	12.8
13	95.8	96.7	95.0	39.9	32.7	46.9	8.6	15.8	1.8	10.3	6.3	12.8
14	95.8	96.5	95.2	40.5	33.8	47.0	8.1	14.7	1.8	10.6	6.4	13.2
15	96.1	96.6	95.7	41.3	34.4	47.8	7.7	13.9	1.8	11.0	6.8	13.8

(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」による。

- 2. 高等学校等への進学率:中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち,高等学校,中等教育学校後期課程及び盲・ 聾・養護学校の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み,浪人は含まない)の占める比率。ただ し,進学者には,高等学校の通信制課程(本科)への進学者は含まない。
- 3. 大学 (学部), 短期大学 (本科) への進学率: 大学学部又は短期大学本科入学者数 (浪人を含む) を3年前の中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし,入学者には,大学又は短期大学の通信制への入学者は含まない。
- 4. 大学院への進学率: 大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率 (医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への入学者は含まない。

第8表 学歴別新規学卒就職者数,構成比及び就職率の推移

		区分	計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大学卒
		昭和 40 年	696,849	300,943	354,024	24,354	17,528
		45	649,319	130,967	420,727	68,435	29,190
		50	499,085	45,989	319,338	91,321	42,437
		55	526,617	27,373	319,108	118,578	61,558
	女		524,874	26,925	299,311	131,748	66,890
就		平成 2	597,155	17,365	320,592	170,306	88,892
		7	446,068	6,874	186,990	150,926	101,278
職		12					
			324,196	3,806	110,185	93,150	117,055
者		15	290,537	2,830	93,946	65,951	127,810
ΨL		昭和 40 年	799,109	323,788	346,237	11,193	117,891
数		45	707,630	140,299	395,989	12,305	159,037
$\widehat{}$		50	522,333	47,995	272,099	11,993	190,246
$\widehat{\bigcup}$		55	554,778	40,044	280,585	10,578	223,571
	男	60	538,778	43,602	264,601	9,122	221,453
		平成 2	585,446	37,457	301,738	10,923	235,328
		7	478,941	18,120	220,924	10,164	229,733
						, ,	
		12	338,152	11,097	136,889	6,503	183,663
		15	303,820	7,531	118,917	5,195	172,177
		昭和 40 年	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
		45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
		50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
		55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
	女		100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
		平成 2	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9
構		7	100.0	1.5	41.9	33.8	22.7
成		12	100.0	1.2	34.0	28.7	36.1
		15	100.0	1.0	32.3	22.7	44.0
比		昭和 40 年	100.0	40.5	43.3	1.4	14.8
		45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
%		50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
		55	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
	男	60	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
		平成 2	100.0	6.4	51.5	1.9	40.2
		7	100.0	3.8	46.1	2.1	48.0
		12	100.0	3.3	40.5	1.9	54.3
		15	100.0	2.5	39.1	1.7	56.7
		昭和 40 年	39.0	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	39.3	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	30.6	5.9	48.0	73.0	62.8
		55	29.4	3.2	45.6	76.4	65.7
	女		28.2	2.9	43.4	81.3	72.4
		平成 2	27.7	1.8	36.2	88.1	81.0
就		7	22.6	0.9	23.4	66.0	63.7
		1	10.0				03.7 EE 0
職		12	18.0	0.5	16.5	57.4	55.0
		15	18.0	0.4	14.7	61.1	58.8
率		昭和 40 年	41.0	26.9	57.9	84.1	86.6
\bigcirc		45	39.9	16.5	55.4	80.5	82.8
%		50	30.2	5.9	41.1	75.6	77.5
		55	29.5	4.5	40.2	71.8	78.5
	男	60	27.7	4.5	38.7	72.6	78.8
		平成 2	26.6	3.7	34.2	72.9	81.0
		一八八					
		7	24.3	2.2	27.9	57.3	68.7
		12	19.0	1.5	22.4	41.3	57.1
		15	18.3	1.1	18.5	46.4	52.6

(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」による。

- 2. 各年3月末のデータ。
- 3. 中等教育学校・高等専門学校・大学院卒業者を含まない数値である。
- 4. 就職者には就職進学者(就職しながら通学している者)を含む。
- 5. 就職率= <u>就職進学者を含む就職者数</u> × 100
- 5. 就職率 = 卒業者数 6. 構成比は四捨五入の関係で合計が100にならない場合がある。

第9表 学校管理職等における男女別状況

(単位:人,%)

x	774h		Σ	平成 2 年度	支		7 年度			12年度			15年度	
区分	職	名	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
	校	長	23,689	968	22,721	23,560	2,254	21,306	23,208	3,620	19,588	22,738	4,025	18,713
\]\				(4.1)	(95.9)		(9.6)	(90.4)		(15.6)	(84.4)		(17.7)	(82.3)
学	教	頭	24,202	2,821	21,381	23,941	4,620	19,321	23,469	5,277	18,192	23,085	5,071	18,014
				(11.7)	(88.3)		(19.3)	(80.7)		(22.5)	(77.5)		(22.0)	(78.0)
校	教員	総数	444,218	259,188	185,030	430,958	263,626	167,332	407,598	253,946	153,652	413,890	259,467	154,423
				(58.3)	(41.7)		(61.2)	(38.8)		(62.3)	(37.7)		(62.7)	(37.3)
	校	長	10,285	75	10,210	10,286	193	10,093	10,210	358	9,852	10,114	430	9,684
中				(0.7)	(99.3)		(1.9)	(98.1)		(3.5)	(96.5)		(4.3)	(95.7)
学	教	頭	11,381	303	11,078	11,339	626	10,713	11,183	867	10,316	11,179	840	10,339
				(2.7)	(97.3)		(5.5)	(94.5)		(7.8)	(92.2)		(7.5)	(92.5)
校	教員	総数	286,065	104,007	182,058	271,020	106,337	164,683	257,605	104,315	153,290	252,050	103,101	148,949
				(36.4)	(63.6)		(39.2)	(60.8)		(40.5)	(59.5)		(40.9)	(59.1)
	校	長	5,181	126	5,055	5,219	128	5,091	5,224	181	5,043	5,201	243	4,958
卓				(2.4)	(97.6)		(2.5)	(97.5)		(3.5)	(96.5)		(4.7)	(95.3)
等	教	頭	7,265	118	7,147	7,511	215	7,296	7,545	312	7,233	7,785	396	7,389
高等学校				(1.6)	(98.4)		(2.9)	(97.1)		(4.1)	(95.9)		(5.1)	(94.9)
12	教員	総数	286,006	58,665	227,341	281,117	65,325	215,792	269,027	68,847	200,180	328,499	69,962	258,537
				(20.5)	(79.5)		(23.2)	(76.8)		(25.6)	(74.4)		(21.3)	(78.7)
	校	長	61	_	61	61	_	61	62	_	62	63	_	63
				(-)	(100.0)		(-)	(-)		(-)	(100.0)		(-)	(100.0)
高坐	教	授	1,456	5	1,451	1,614	9	1,605	1,714	13	1,701	1,785	25	1,760
車				(0.3)	(99.7)		(0.6)	(99.4)		(0.8)	(99.2)		(1.4)	(98.6)
高等専門学校	助す	牧 授	1,426	8	1,418	1,472	28	1,444	1,559	52	1,507	1,653	76	1,577
校				(0.6)	(99.4)		(1.9)	(98.1)		(3.3)	(96.7)		(4.6)	(95.4)
	教員	総数	4,003	58	3,945	4,306	128	4,178	4,459	180	4,279	4,474	203	4,271
				(1.4)	(98.6)		(3.0)	(97.0)		(4.0)	(96.0)		(4.5)	(95.5)
	学	長	404	51	353	409	47	362	370	42	328	314	45	269
				(12.6)	(87.4)		(11.5)	(88.5)		(11.4)	(88.6)		(14.3)	(85.7)
短	副鸟	学 長	116	10	106	117	14	103	119	21	98	115	15	100
				(8.6)	(91.4)		(12.0)	(88.0)		(17.6)	(82.4)		(13.0)	(87.0)
期	教	授	7,652	1,930	5,722	7,883	2,161	5,722	6,660	2,089	4,571	5,260	1,762	3,498
大				(25.2)	(74.8)		(27.4)	(72.6)		(31.4)	(68.6)		(33.5)	(66.5)
学	助	牧 授	5,666	2,148	3,518	5,950	2,371	3,579	4,637	2,035	2,602	3,649	1,679	1,970
'				(37.9)	(62.1)		(39.8)	(60.2)		(43.9)	(56.1)		(46.0)	(54.0)
	教員	総数	20,489	7,818	12,671	20,702	8,233	12,469	16,752	7,339	9,413	13,534	6,244	7,290
				(38.2)	(61.8)		(39.8)	(60.2)		(43.8)	(56.2)		(46.1)	(53.9)
	学	長	497	20	477	551	25	526	639	47	592	687	57	630
				(4.0)	(96.0)		(4.5)	(95.5)		(7.4)	(92.6)		(8.3)	(91.7)
大	副自	学 長	158	2	156	203	5	198	344	14	330	490	23	467
	l			(1.3)	(98.7)		(2.5)	(97.5)		(4.1)	(95.9)		(4.7)	(95.3)
	教	授	44,037	2,208	41,829	51,551	3,133	48,418	58,137	4,595	53,542	61,400	5,628	55,772
	<u>.</u> .		_	(5.0)	(95.0)		(6.1)	(93.9)		(7.9)	(92.1)		(9.2)	(90.8)
学	助	牧 授	28,738	2,311	26,427	31,507	3,201	28,306	34,872	4,575	30,297	36,774	5,572	31,202
'				(8.0)	(92.0)		(10.2)	(89.8)		(13.1)	(86.9)		(15.2)	(84.8)
	教員	総数	123,838	11,399	112,439	137,464	14,752	122,712	150,563	20,314	130,249	156,155	23,955	132,200
				(9.2)	(90.8)		(10.7)	(89.3)		(13.5)	(86.5)		(15.3)	(84.7)

(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」による。

文部科子首「子校基本調査」によ
 本務教員である。
 () 内は計に対する男女の比率。
 4. 各年5月1日現在。

第10表 就業状態,主な活動状態別人口

(単位:万人,%)

							ı.	1.1								(単位・方	1人,%)
				224	15		歳	以	上				<u></u> 사			-	
		総数		労		働	<u>カ</u>	人				非	労 働	カ人			
		190 50	総数		就			者 者 者		完全		総数	家事	通学	その他	労働力 人口比率	完 全 失業率
			410.500	総数	総数	主に仕事	Miniput 1	ョ 家事など のかたわ ら仕事	休業者	失業者	うち主に する仕事 を希望	4,624	3.7	, ,		人口此十	八木十
計	昭和45年 50 55 60 平成 2 7 8 9 10	7,885 8,443 8,932 9,465 10,089 10,510 10,571 10,661 10,728 10,783	5,153 5,323 5,650 5,963 6,384 6,666 6,711 6,787 6,793 6,779	5,094 5,223 5,536 5,807 6,249 6,457 6,486 6,557 6,514 6,462	5,004 5,128 5,450 5,723 6,162 6,358 6,387 6,453 6,408 6,356	4,320 4,444 4,655 4,834 5,189 5,465 5,482 5,532 5,489 5,445	40 32 45 63 95 110 115 121 126 126	644 651 750 826 878 783 790 800 793 785	89 95 86 84 88 99 99 104 106 107	59 100 114 156 134 210 225 230 279 317	48 82 93 123 101 165 178 182 224 256	2,723 3,095 3,249 3,450 3,657 3,836 3,852 3,863 3,924 3,989	1,379 1,611 1,568 1,539 1,528 1,659 1,685 1,678 1,700 1,731	735 759 834 903 989 914 879 855 836	609 726 847 1,009 1,140 1,263 1,288 1,330 1,388 1,429	65.4 63.0 63.3 63.0 63.3 63.4 63.5 63.7 63.3 62.9	1.1 1.9 2.0 2.6 2.1 3.2 3.4 3.4 4.1 4.7
	12 13 14 15	10,836 10,886 10,927 10,962	6,766 6,752 6,689 6,666	6,446 6,412 6,330 6,316	6,345 6,308 6,222 6,207	5,427 5,387 5,324 5,320	126 125 121 120	792 795 776 766	101 104 108 109	320 340 359 350	258 271 293 287	4,057 4,125 4,229 4,285	1,775 1,775 1,792 1,758 1,751	815 801 788 780	1,466 1,533 1,683 1,754	62.4 62.0 61.2 60.8	4.7 5.0 5.4 5.3
女	昭和45年 50 55 60 平成 2 7 8 9 10 11 12 13 14	4,060 4,344 4,591 4,863 5,178 5,402 5,435 5,481 5,519 5,552 5,583 5,613 5,632 5,654	2,024 1,987 2,185 2,367 2,593 2,701 2,719 2,760 2,767 2,755 2,753 2,760 2,733 2,732	2,003 1,953 2,142 2,304 2,536 2,614 2,627 2,665 2,632 2,629 2,629 2,594 2,597	1,977 1,925 2,114 2,273 2,501 2,572 2,585 2,622 2,612 2,587 2,586 2,583 2,546 2,549	1,345 1,282 1,369 1,449 1,615 1,774 1,778 1,804 1,802 1,785 1,779 1,777 1,760 1,773	15 12 17 26 41 52 54 57 60 62 62 61 59 58	617 631 727 798 845 747 753 760 750 740 745 728 718	25 28 28 31 35 42 43 44 45 43 46 48 49	21 34 43 63 57 87 91 95 111 123 123 131 140 135	14 21 28 39 36 59 63 65 77 87 87 91 98	2,032 2,342 2,391 2,472 2,562 2,698 2,712 2,716 2,747 2,790 2,824 2,848 2,895 2,916	1,373 1,603 1,560 1,528 1,514 1,637 1,662 1,652 1,673 1,701 1,739 1,750 1,720 1,713	323 336 370 407 451 424 410 403 389 387 381 372 369 364	335 403 461 537 597 636 641 661 685 701 705 726 807 840	49.9 45.7 47.6 48.7 50.1 50.0 50.4 50.1 49.6 49.3 49.2 48.5 48.3	1.0 1.7 2.0 2.7 2.2 3.3 3.4 4.0 4.5 4.5 4.7 5.1 4.9
男	昭和45年 50 55 60 平成 2 7 8 9 10 11 12 13 14 15	3,825 4,099 4,341 4,602 4,911 5,108 5,136 5,180 5,232 5,232 5,253 5,273 5,294 5,308	3,129 3,336 3,465 3,596 3,791 3,966 3,992 4,027 4,024 4,014 3,992 3,956 3,934	3,091 3,270 3,394 3,503 3,713 3,843 3,858 3,892 3,858 3,831 3,817 3,783 3,736 3,719	3,027 3,203 3,336 3,450 3,661 3,785 3,801 3,796 3,759 3,759 3,724 3,676 3,659	2,976 3,163 3,286 3,385 3,575 3,692 3,703 3,728 3,688 3,659 3,648 3,610 3,564 3,548	25 20 28 36 54 58 61 64 64 64 64 63 63	26 21 22 28 32 36 37 40 42 46 47 50 49	64 67 58 54 52 58 57 61 62 58 59 61 60	38 66 71 93 77 123 134 135 168 194 196 209 219 215	34 61 65 84 66 106 115 117 147 170 171 180 196	691 754 859 978 1,095 1,139 1,140 1,147 1,177 1,199 1,233 1,277 1,333 1,369	6 8 8 11 14 22 24 25 27 30 36 42 38 38	412 423 464 496 538 489 469 452 447 442 435 429 419	273 323 386 472 543 627 647 669 704 727 761 806 877 914	81.8 81.4 79.8 78.1 77.2 77.6 77.7 77.3 76.9 76.4 75.7 74.7	1.2 2.0 2.0 2.6 2.0 3.1 3.4 4.2 4.8 4.9 5.2 5.5
(女)構成比(%)	昭和45年 50 55 60 2 7 8 9 10 11 12 13 14 15	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	49.9 45.7 47.6 48.7 50.1 50.0 50.4 50.1 49.6 49.3 49.2 48.5 48.3	49.3 45.0 46.7 47.4 49.0 48.4 48.3 48.6 48.1 47.4 47.1 46.8 46.1 45.9	48.7 44.3 46.0 46.7 48.3 47.6 47.8 47.3 46.6 46.3 46.0 45.2 45.1	33.1 29.5 29.8 29.8 31.2 32.8 32.7 32.9 32.7 32.2 31.9 31.7 31.3 31.4	0.4 0.3 0.4 0.5 0.8 1.0 1.0 1.1 1.1 1.1 1.1 1.0	15.2 14.5 15.8 16.4 16.3 13.8 13.9 13.9 13.6 13.3 13.3 12.9 12.7	0.6 0.6 0.6 0.7 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8	0.5 0.8 0.9 1.3 1.1 1.6 1.7 2.7 2.2 2.2 2.3 2.5 2.4	0.3 0.5 0.6 0.8 0.7 1.1 1.2 1.2 1.4 1.6 1.6 1.7	50.0 53.9 52.1 50.8 49.5 49.9 49.6 49.8 50.3 50.6 50.7 51.4 51.6	33.8 36.9 34.0 31.4 29.2 30.3 30.6 30.1 30.3 30.6 31.1 31.2 30.5 30.3	8.0 7.7 8.1 8.4 8.7 7.8 7.5 7.4 7.0 6.8 6.6 6.6 6.6	8.3 9.3 10.0 11.0 11.5 11.8 12.1 12.4 12.6 12.6 12.9 14.3 14.9	-	
(男)構成比(%)	昭和45年 50 55 60 平成 2 7 8 9 10 11 11 12 13 14	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	81.8 81.4 79.8 78.1 77.2 77.6 77.7 77.7 77.3 76.9 76.4 75.7 74.7	80.8 79.8 78.2 76.1 75.6 75.2 75.1 74.1 73.2 72.7 71.7 70.6 70.1	79.1 78.1 76.8 75.0 74.5 74.1 74.0 72.0 71.6 70.6 69.4 68.9	77.8 77.2 75.7 73.6 72.8 72.3 72.1 72.0 70.8 69.9 69.4 68.5 67.3 66.8	0.7 0.5 0.6 0.8 1.1 1.2 1.2 1.3 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2	0.7 0.5 0.6 0.7 0.7 0.7 0.8 0.8 0.9 0.9 0.9	1.7 1.6 1.3 1.2 1.1 1.1 1.2 1.2 1.2 1.1 1.1 1.1	1.0 1.6 1.6 2.0 1.6 2.4 2.6 2.6 3.2 3.7 3.7 4.0 4.1	0.9 1.5 1.5 1.8 1.3 2.1 2.2 2.3 2.8 3.2 3.3 3.4 3.7 3.6	18.1 18.4 19.8 21.3 22.3 22.3 22.2 22.1 22.6 22.9 23.5 24.2 25.2 25.8	0.2 0.2 0.2 0.2 0.3 0.4 0.5 0.5 0.5 0.6 0.7 0.8 0.7	10.8 10.3 10.7 10.8 11.0 9.6 9.1 8.7 8.6 8.4 8.3 8.1 7.9	7.1 7.9 8.9 10.3 11.1 12.3 12.6 12.9 13.5 13.9 14.5 15.3 16.6 17.2	-	-

⁽備考) 1. 総務省「労働力調査」による。 2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。

第11表 年齢階級別労働力人口及び労働力率

(単位:万人,%)

													単位:万人,%)
L	区分	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
	昭和45年	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77	73
	50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89	76
	55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97	95
	60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116	113
女	平成 2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138	143
	7	2,701	67	361	287	213	234	314	373	302	229	153	167
労	12	2,753	61	307	342	248	245	269	324	354	262	157	183
	13	2,760	63	293	345	267	248	270	312	375	248	159	181
働	14	2,733	59	276	336	282	251	272	297	364	252	163	179
カ	15	2,732	57	267	331	288	263	274	288	346	271	167	182
	昭和45年	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145	158
人	50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154	169
	55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151	184
	60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171	187
男	平成 2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234	217
	7	3,966	79	379	430	397	385	445	512	429	364	268	278
	12	4,014	71	322	485	433	398	383	439	499	404	270	310
	13	3,992	68	307	481	451	396	379	417	526	384	272	311
	14	3,956	66	294	456	463	401	381	400	514	394	279	308
	15	3,934	60	286	440	471	411	384	388	484	418	284	306
	昭和45年	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
	50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
	55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
	60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
労女	平成 2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
	,	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6
働	12	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
	13	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8
カ	14	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2
	15	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0
	昭和45年	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
	50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4
比	55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
	60 77 13 2	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
率男	平成 2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
	/	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3
	12	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
	13	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9
	14	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1
	15	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9

(備考) 1. 総務省「労働力調査」による。

第12表 産業別所定内給与額

		業			所定内	給与額
					女性	男性
					千円	千円
産		業		計	223.6	336.2
鉱				業	205.1	305.8
建		設		業	212.5	328.2
製		造		業	195.6	328.3
電気	・ガス	• 熱 供 給	・水道	業	281.3	415.1
運	輸	· 通	信	業	228.1	301.5
卸う	も・ 小	売 業 ,	飲食	店	217.9	343.1
金	融	• 保	険	業	239.3	458.7
不	動	産		業	237.9	382.6
サ	_	ビ	ス	業	239.8	347.3

- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成14年) による。
 - 2. 9 大産業 (鉱業, 建設業, 製造業, 電気・ガス・熱供給・水道業, 運輸・通信業, 卸売・小売業, 飲食店, 金融・保険業, 不動産業及びサービス業) に属する 10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について集計したものである。ただし, 産業別集計のうち電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸・通信業については, 公営事業所を含む集計結果である。
 - 3. 平成14年6月分の給与の算定期間中に,実労働時間が18日以上であって,1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上の常用労働者について集計したものである。
 - 4. 所定内給与額とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている 支給条件によって6月分として支給された現金給与額(基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手 当を含む税込みの額)から超過労働給与額を除いたものをいう。

第13表 男女別,年齢階級別農家世帯員の就業状態

(単位:千人,%)

				農業だけに	農業とその他	の仕事に従事	その他の仕事		
	\boxtimes	☑ 分	15歳以上 世帯員	従事	## 1× -> /5\	その他の仕事	だけに従事	仕事に	農業就業人口
			世帝貝	(A)	農業が主(B)	が主 (「他主・農従」)	(「他のみ」)	従事しない	(A) + (B)
		計	4,430	2,013	71	987	436	923	2,083
		15~19歳	275	41	0	5	11	218	42
		20~24	235	20	0	43	106	66	20
	実	25~29	209	24	1	60	97	26	25
١,		30~39	422	111	3	149	102	56	115
女		40~49	654	195	11	337	81	30	207
	数	50~59	638	302	21	269	29	18	322
		60~64	354	257	14	64	4	14	271
		65歳以上	1,643	1,061	20	61	6	495	1,081
		70歳以上	1,212	706	8	22	4	472	714
		計	100.0	45.4	1.6	22.3	9.8	20.8	47.0
		15~19歳	100.0	15.1	0.1	1.8	3.9	79.2	15.1
		20~24	100.0	8.6	0.1	18.2	45.1	28.0	8.7
	構	25~29	100.0	11.6	0.5	28.9	46.5	12.5	12.1
性	成	30~39	100.0	26.4	0.8	35.2	24.3	13.3	27.2
'-		40~49	100.0	29.9	1.8	51.5	12.3	4.5	31.6
	比	50~59	100.0	47.3	3.2	42.1	4.5	2.8	50.5
		60~64	100.0	72.8	4.0	18.2	1.2	3.9	76.7
		65歳以上	100.0	64.6	1.2	3.7	0.4	30.1	65.8
		70歳以上	100.0	58.3	0.7	1.8	0.3	38.9	58.9
		計	4,186	1,515	153	1,772	295	452	1,667
		15~19歳	295	73	0	11	12	198	74
		20~24	241	36	2	91	65	47	37
	実	25~29	222	20	2	127	69	5	22
男		30~39	426	49	8	289	75	5	57
	W1_	40~49	677	100	20	502	49	6	120
	数	50~59	678	151	35	469	17	6	185
		60~64	313	147	28	130	2	5	175
		65歳以上	1,335	939	58	154	6	179	997
		70歳以上	941	680	28	60	4	171	707
		計	100.0	36.2	3.6	42.3	7.0	10.8	39.8
		15~19歳	100.0	24.8	0.1	3.8	4.1	67.2	25.0
		20~24	100.0	14.8	0.7	37.7	27.1	19.7	15.5
	構	25~29	100.0	8.9	0.9	57.0	30.9	2.2	9.8
性	成	30~39	100.0	11.5	1.9	67.8	17.6	1.2	13.4
		40~49	100.0	14.8	2.9	74.1	7.2	0.9	17.7
	比	50~59	100.0	22.2	5.1	69.2	2.5	0.9	27.4
		60~64	100.0	47.1	8.9	41.6	0.7	1.7	56.0
		65歳以上	100.0	70.3	4.3	11.5	0.5	13.4	74.7
		70歳以上	100.0	72.2	2.9	6.3	0.4	18.1	75.1

⁽備考) 1. 農林水産省「農業構造動態調査」(平成14年)による。 2. 販売農家に対する数値である。 3. 単位未満を四捨五入したため、計と内訳は必ずしも一致しない。

第14表 男女、ふだんの就業状態、年齢階級、行動の種類別総平均時間(週全体)

(時間. 分)

			1 次活動	l				2 次活動								3 次	 活動						計	
	ふだんの就業状態 年 齢	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	学業	家事	介護・看護	育児	買い物	移 動 (通勤・ 通学を 除く)	テラジ	休養・ くつろ ぎ	学習・ 研究 (学業 以外)	趣味。	スポーツ	ボテ活社加	交際・付き合い	受診療養	その他	1 次 活動	2次活動	3次活動
	総数(15歳以上)	7.42	1.13	1.39	0.31	3.52	0.24	1.30	0.03	0.13	0.25	0.33	2.34	1.19	0.12	0.42	0.11	0.05	0.27	0.09	0.16	10.34	7.00	6.26
	総数(15歳以上)	7.35	1.23	1.41	0.21	2.35	0.22	2.42	0.05	0.23	0.35	0.34	2.28	1.20	0.11	0.35	0.08	0.05	0.27	0.10	0.18	10.40	7.04	6.15
	有 業 者	7.20	1.23	1.36	0.33	4.51	0.07	2.13	0.04	0.12	0.31	0.33	1.57	1.07	0.08	0.27	0.07	0.04	0.26	0.05	0.15	10.20	8.31	5.09
	無 業 者	7.52	1.24	1.47	0.08	0.05	0.39	3.15	0.07	0.35	0.39	0.35	3.01	1.34	0.14	0.43	0.10	0.06	0.29	0.15	0.22	11.03	5.28	7.29
女	15~19 歳	7.37	1.20	1.25	1.01	0.50	4.37	0.12	0.00	0.01	0.19	0.28	1.51	1.34	0.52	0.43	0.14	0.02	0.34	0.03	0.17	10.22	7.00	6.38
~	20~24	7.50	1.28	1.28	0.45	4.14	0.46	0.34	0.01	0.17	0.29	0.43	1.53	1.17	0.17	0.41	0.06	0.02	0.50	0.02	0.16	10.47	7.07	6.07
	25~29	7.39	1.26	1.33	0.33	3.57	0.04	1.38	0.02	1.02	0.34	0.40	1.55	1.14	0.10	0.33	0.05	0.01	0.35	0.05	0.14	10.38	7.50	5.31
	30~34	7.27	1.22	1.35	0.22	2.51	0.02	2.46	0.04	1.34	0.36	0.39	1.53	1.09	0.09	0.29	0.05	0.03	0.27	0.07	0.17	10.25	8.15	5.20
	35~39	7.14	1.19	1.35	0.21	2.58	0.01	3.33	0.04	0.59	0.38	0.37	1.50	1.11	0.09	0.29	0.09	0.07	0.22	0.06	0.19	10.07	8.33	5.19
	40~44	7.00	1.19	1.35	0.22	3.29	0.01	3.48	0.04	0.19	0.40	0.35	2.04	1.11	0.09	0.27	0.07	0.07	0.20	0.05	0.19	9.54	8.43	5.23
	45~49	6.56	1.18	1.37	0.22	3.40	0.01	3.40	0.06	0.05	0.39	0.34	2.16	1.10	0.08	0.27	0.07	0.05	0.21	0.08	0.19	9.51	8.34	5.36
	50~54	7.06	1.20	1.41	0.20	3.28	0.01	3.24	0.08	0.04	0.40	0.35	2.25	1.08	0.07	0.32	0.08	0.05	0.24	0.06	0.18	10.07	8.04	5.49
	55~59	7.18	1.22	1.47	0.17	2.57	0.00	3.23	0.09	0.08	0.41	0.34	2.30	1.03	0.07	0.38	0.10	0.06	0.24	0.08	0.18	10.27	7.35	5.59
	60~64	7.31	1.24	1.52	0.10	2.06	0.00	3.22	0.08	0.10	0.42	0.34	2.48	1.11	0.06	0.43	0.11	0.06	0.27	0.10	0.19	10.47	6.37	6.36
性	65~69	7.49	1.27	1.55	0.04	1.21	0.00	3.21	0.08	0.05	0.38	0.31	3.08	1.19	0.06	0.43	0.12	0.06	0.29	0.15	0.20	11.11	5.39	7.10
'=	70~74	8.09	1.27	1.58	0.02	0.53	0.00	3.15	0.08	0.03	0.34	0.28	3.23	1.32	0.05	0.41	0.09	0.06	0.27	0.22	0.20	11.33	4.56	7.31
	75~79	8.27	1.32	1.59	0.01	0.34	0.00	2.48	0.06	0.02	0.28	0.22	3.46	1.56	0.04	0.35	0.07	0.04	0.25	0.25	0.19	11.58	3.58	8.03
	80~84	9.01	1.33	1.58	0.00	0.18	0.00	2.07	0.06	0.01	0.19	0.18	3.59	2.24	0.02	0.31	0.06	0.04	0.23	0.29	0.19	12.31	2.52	8.36
	85歳以上	10.02	1.29	1.55	0.00	0.08	0.00	1.02	0.03	0.00	0.09	0.10	4.17	3.00	0.01	0.23	0.04	0.01	0.11	0.44	0.21	13.26	1.22	9.12
	総数(15歳以上)	7.49	1.02	1.36	0.41	5.14	0.27	0.14	0.01	0.04	0.14	0.32	2.40	1.18	0.12	0.49	0.13	0.04	0.26	0.07	0.15	10.28	6.55	6.37
	有 業 者	7.39	1.00	1.34	0.48	6.48	0.06	0.09	0.01	0.04	0.13	0.32	2.14	1.09	0.08	0.40	0.10	0.04	0.25	0.04	0.11	10.13	8.09	5.38
	無 業 者	8.24	1.10	1.44	0.19	0.07	1.35	0.30	0.03	0.02	0.18	0.31	4.05	1.46	0.27	1.19	0.24	0.06	0.27	0.19	0.26	11.17	2.53	9.50
男	15~19 歳	7.47	0.56	1.21	1.00	0.55	4.33	0.04	0.00	0.00	0.09	0.23	2.07	1.33	0.49	1.05	0.28	0.02	0.32	0.03	0.13	10.04	6.42	7.15
'	20~24	7.58	0.56	1.18	0.49	4.36	1.09	0.05	0.00	0.01	0.15	0.33	2.03	1.18	0.20	1.15	0.11	0.02	0.54	0.03	0.12	10.13	6.56	6.51
	25~29	7.39	0.59	1.23	0.47	6.49	0.07	0.05	0.00	0.06	0.15	0.35	1.57	1.10	0.10	0.58	0.08	0.02	0.35	0.03	0.11	10.01	8.09	5.50
	30~34	7.35	1.00	1.27	0.52	7.15	0.02	0.07	0.00	0.11	0.15	0.34	1.57	1.06	0.07	0.44	0.08	0.03	0.22	0.03	0.10	10.03	8.42	5.15
	35~39	7.30	1.01	1.29	0.55	7.20	0.02	0.08	0.01	0.10	0.14	0.31	2.00	1.10	0.09	0.35	0.09	0.04	0.19	0.03	0.10	10.01	8.50	5.09
	40~44	7.25	1.01	1.32	0.49	7.16	0.00	0.09	0.01	0.05	0.13	0.33	2.11	1.05	0.09	0.37	0.11	0.05	0.20	0.03	0.13	9.58	8.33	5.28
	45~49	7.30	0.59	1.34	0.49	6.56	0.00	0.11	0.02	0.02	0.12	0.33	2.22	1.11	0.08	0.39	0.10	0.05	0.22	0.04	0.12	10.03	8.11	5.46
	50~54	7.34	1.01	1.37	0.47	6.43	0.00	0.12	0.02	0.01	0.12	0.35	2.32	1.07	0.08	0.37	0.11	0.04	0.21	0.05	0.12	10.12	7.56	5.52
	55~59	7.42	1.02	1.42	0.49	6.14	0.01	0.13	0.02	0.01	0.11	0.31	2.42	1.07	0.07	0.37	0.13	0.05	0.22	0.06	0.15	10.26	7.30	6.03
	60~64	7.55	1.08	1.50	0.28	4.05	0.00	0.24	0.03	0.02	0.17	0.38	3.28	1.15	0.11	0.56	0.21	0.06	0.23	0.10	0.21	10.53	5.19	7.48
性	65~69	8.11	1.11	1.54	0.16	3.09	0.00	0.31	0.02	0.02	0.19	0.33	3.52	1.29	0.10	0.57	0.19	0.07	0.23	0.12	0.21	11.16	4.20	8.24
'-	70~74	8.33	1.12	1.57	0.07	1.51	0.00	0.34	0.03	0.02	0.19	0.30	4.23	1.46	0.11	0.59	0.19	0.09	0.19	0.24	0.23	11.42	2.55	9.23
	75~79	8.48	1.16	2.01	0.03	1.14	0.00	0.43	0.05	0.01	0.16	0.26	4.39	1.52	0.08	0.56	0.18	0.06	0.19	0.28	0.22	12.05	2.21	9.34
	80~84	9.16	1.17	2.06	0.01	0.40	0.00	0.33	0.04	0.00	0.15	0.20	4.58	2.14	0.07	0.44	0.13	0.04	0.16	0.31	0.20	12.39	1.34	9.47
	85歳以上	10.03	1.13	1.57	0.01	0.27	0.00	0.32	0.03	0.00	0.10	0.15	4.43	2.47	0.03	0.30	0.06	0.02	0.12	0.33	0.24	13.14	1.13	9.34

⁽備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)による。

^{2.} 報告書では、上記の用語を使用している。

第15表 主要国の労働力率

(単位:%)

国名		労 働	カー率
		女性	男性
日	本	48.5	74.7
カナ	ダ	60.7	73.3
アメリカ	*	60.1	74.4
韓国	*	48.8	73.6
フィリピン	*	52.8	82.3
スペイ	ン	41.8	66.9
フィンラン	ド	57.1	66.4
ドイ	ツ	48.9	65.8
ハンガリ	_	45.8	61.0
イタリア	*	36.4	62.0
ノルウェ	_	69.6	77.4
スウェーデ	ン	76.1	79.8
イギリ	ス	55.5	71.2
オーストラリ	ア	55.1	72.0
ニュージーラン	ド	57.0	72.8

(備考) 1. ILO "Year Book of Labour Statistics" により作成。 2002年のデータ。ただし、*のついている国は 2001年のデータ。
2. 労働力率 = 15歳以上労働人口 15歳以上人口 × 100

15歳以上人口 × 100 ただし、アメリカ、スペイン及びイギリスは 16歳以上、フィンランド及びハンガリーは $15\sim74$ 歳。 ノルウェーは $16 \sim 74$ 歳, スウェーデンは $16 \sim 64$ 歳。

第16表-1 国家公務員指定職及び行政職(一)9級以上の状況

		北 占	山 积/				行	政	職 (一)					=1	
		指 定	職		11	級		10	級		9	級		計	
	総数	女	男	総数	女	男									
昭和60年度	1,606	4 (0.2)	1,602 (99.8)	1,385	10 (0.7)	1,375 (99.3)	1,634	9 (0.6)	1,625 (99.4)	3,493	17 (0.5)	3,476 (99.5)	8,118	40 (0.5)	8,078 (99.5)
61年度	1,626	7 (0.4)	1,619 (99.6)	1,412	14 (1.0)	1,398 (99.0)	1,663	6 (0.4)	1,657 (99.6)	3,619	26 (0.7)	3,593 (99.3)	8,320	53 (0.6)	8,267 (99.4)
62年度	1,638	5 (0.3)	1,633 (99.7)	1,420	16 (1.1)	1,404 (98.9)	1,686	10 (0.6)	1,676 (99.4)	3,730	26 (0.7)	3,704 (99.3)	8,474	57 (0.7)	8,417 (99.3)
63年度	1,630	7 (0.4)	1,623 (99.6)	1,443	15 (1.0)	1,428 (99.0)	1,730	15 (0.9)	1,715 (99.1)	3,780	21 (0.6)	3,759 (99.4)	8,583	58 (0.7)	8,525 (99.3)
平成元年度	1,657	7 (0.4)	1,650 (99.6)	1,410	15 (1.1)	1,395 (98.9)	1,804	14 (0.8)	1,790 (99.2)	3,798	20 (0.5)	3,778 (99.5)	8,669	56 (0.6)	8,613 (99.4)
2 年度	1,627	9 (0.6)	1,618 (99.4)	1,438	16 (1.1)	1,422 (98.9)	1,874	12 (0.6)	1,862 (99.4)	3,850	30 (0.8)	3,820 (99.2)	8,789	67 (0.8)	8,722 (99.2)
3年度	1,571	4 (0.3)	1,567 (99.7)	1,423	15 (1.1)	1,408 (98.9)	1,919	13 (0.7)	1,906 (99.3)	3,832	31 (0.8)	3,801 (99.2)	8,745	63 (0.7)	8,682 (99.3)
4 年度	1,673	9 (0.5)	1,664 (99.5)	1,447	11 (0.8)	1,436 (99.2)	1,977	14 (0.7)	1,963 (99.3)	3,833	29 (0.8)	3,804 (99.2)	8,930	63 (0.7)	8,867 (99.3)
5 年度	1,671	9 (0.5)	1,662 (99.5)	1,476	12 (0.8)	1,464 (99.2)	2,010	15 (0.7)	1,995 (99.3)	3,916	37 (0.9)	3,879 (99.1)	9,073	73 (0.8)	9,000 (99.2)
6 年度	1,677	9 (0.5)	1,668 (99.5)	1,509	14 (0.9)	1,495 (99.1)	2,052	16 (0.8)	2,036 (99.2)	4,017	44 (1.1)	3,973 (98.9)	9,255	83 (0.9)	9,172 (99.1)
7年度	1,673	10 (0.6)	1,663 (99.4)	1,560	9 (0.6)	1,551 (99.4)	2,092	23 (1.1)	2,069 (98.9)	4,027	48 (1.2)	3,979 (98.8)	9,352	90 (1.0)	9,262 (99.0)
8年度	1,642	11 (0.7)	1,631 (99.3)	1,622	12 (0.7)	1,610 (99.3)	2,079	23 (1.1)	2,056 (98.9)	4,095	48 (1.2)	4,047 (98.8)	9,438	94 (1.0)	9,344 (99.0)
9 年度	1,683	10 (0.6)	1,673 (99.4)	1,633	16 (1.0)	1,617 (99.0)	2,181	27 (1.2)	2,154 (98.8)	4,080	51 (1.3)	4,029 (98.8)	9,577	104 (1.1)	9,473 (98.9)
10年度	1,722	7 (0.4)	1,715 (99.6)	1,657	19 (1.1)	1,638 (98.9)	2,195	25 (1.1)	2,170 (98.9)	4,128	58 (1.4)	4,070 (98.6)	9,702	109 (1.1)	9,593 (98.9)
11年度	1,742	8 (0.5)	1,734 (99.5)	1,694	20 (1.2)	1,674 (98.8)	2,219	24 (1.1)	2,195 (98.9)	4,083	62 (1.5)	4,021 (98.5)	9,738	114 (1.2)	9,624 (98.8)
12年度	1,660	6 (0.4)	1,654 (99.6)	1,644	23 (1.4)	1,621 (98.6)	2,277	26 (1.1)	2,251 (98.9)	4,158	67 (1.6)	4,091 (98.4)	9,739	122 (1.3)	9,617 (98.7)
13年度	1,627	11 (0.7)	1,616 (99.3)	1,706	24 (1.4)	1,682 (98.6)	2,318	35 (1.5)	2,283 (98.5)	4,155	66 (1.6)	4,089 (98.4)	9,806	136 (1.4)	9,670 (98.6)
14年度	1,641	13 (0.8)	1,628 (99.2)	1,774	27 (1.5)	1,747 (98.5)	2,291	31 (1.4)	2,260 (98.6)	4,161	59 (1.4)	4,102 (98.6)	9,867	130 (1.3)	9,737 (98.7)

⁽備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(昭和60年度から平成12年度までは各年度末、平成13年度からは各年度1月15日現在)による。

^{2. ()} 内の数値は、総数に対する割合(%)である。

第16表-2 一般職の国家公務員の級別在職者数(行政職(一))

(単位:人)

		計	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3 級	2級	1級
平成	計	232,207	1,438	1,874	3,850	17,883	17,191	33,267	24,060	41,361	45,182	26,256	19,845
2	女	34,899	16	12	30	244	631	3,709	3,237	7,168	9,981	4,879	4,992
2年度	男	197,308	1,422	1,862	3,820	17,639	16,560	29,558	20,823	34,193	35,201	21,377	14,853
平成	計	231,693	1,423	1,919	3,832	17,936	17,348	33,567	23,727	41,136	45,407	25,420	19,978
3	女	35,448	15	13	31	259	798	3,673	3,231	7,156	9,773	5,213	5,286
3年度	男	196,245	1,408	1,906	3,801	17,677	16,550	29,894	20,496	33,980	35,634	20,207	14,692
平成	計	231,816	1,447	1,977	3,833	18,253	17,652	33,564	23,068	41,823	45,951	23,758	20,490
4	女	36,023	11	14	29	272	973	3,548	3,210	7,225	9,747	5,363	5,631
年度	男	195,793	1,436	1,963	3,804	17,981	16,679	30,016	19,858	34,598	36,204	18,395	14,859
平成	計	232,278	1,476	2,010	3,916	18,344	17,936	33,654	22,866	42,959	45,326	23,249	20,542
平成5年度	女	36,722	12	15	37	289	1,084	3,583	3,212	7,512	9,657	5,660	5,661
	男	195,556	1,464	1,995	3,879	18,055	16,852	30,071	19,654	35,447	35,669	17,589	14,881
平成6	計	232,389	1,509	2,052	4,017	18,516	18,447	33,685	22,681	44,053	44,731	22,838	19,860
6年	女	37,314	14	16	44	322	1,204	3,573	3,218	7,694	9,778	5,945	5,506
年度	男	195,075	1,495	2,036	3,973	18,194	17,243	30,112	19,463	36,359	34,953	16,893	14,354
平成7	計	232,451	1,560	2,092	4,027	18,803	18,975	33,638	23,022	45,357	42,970	23,597	18,410
7	女	38,062	9	23	48	353	1,313	3,534	3,262	7,902	9,801	6,420	5,397
年度	男	194,389	1,551	2,069	3,979	18,450	17,662	30,104	19,760	37,455	33,169	17,177	13,013
平成	計	232,241	1,622	2,079	4,095	18,935	19,570	33,851	23,476	46,028	42,405	24,554	15,626
平成8年度	女	38,748	12	23	48	380	1,454	3,575	3,334	8,014	10,171	6,913	4,824
	男	193,493	1,610	2,056	4,047	18,555	18,116	30,276	20,142	38,014	32,234	17,641	10,802
平成 9	計	231,716	1,633	2,181	4,080	19,220	20,210	33,786	24,326	46,553	41,795	25,216	12,716
9年	女	39,307	16	27	51	399	1,556	3,567	3,363	8,278	10,609	7,270	4,171
年度	男	192,409	1,617	2,154	4,029	18,821	18,654	30,219	20,963	38,275	31,186	17,946	8,545
平成	計	230,523	1,657	2,195	4,128	19,197	20,963	34,065	25,054	47,096	41,572	25,456	9,140
10年度	女	39,420	19	25	58	403	1,630	3,611	3,409	8,498	11,143	7,557	3,067
	男	191,103	1,638	2,170	4,070	18,794	19,333	30,454	21,645	38,598	30,429	17,899	6,073
平成	計	228,594	1,694	2,219	4,083	19,252	21,217	34,671	25,432	46,749	42,162	23,824	7,291
11年度	女	39,009	20	24	62	440	1,657	3,629	3,504	8,458	11,546	7,176	2,493
	男	189,585	1,674	2,195	4,021	18,812	19,560	31,042	21,928	38,291	30,616	16,648	4,798
平成	計	227,074	1,644	2,277	4,158	19,155	21,754	35,167	25,654	47,059	42,751	21,284	6,171
12年度	女	38,915	23	26	67	463	1,671	3,671	3,549	8,892	12,012	6,425	2,116
度	男	188,159	1,621	2,251	4,091	18,692	20,083	31,496	22,105	38,167	30,739	14,859	4,055
一成	計	221,907	1,706	2,318	4,155	19,299	21,996	34,758	25,458	45,925	42,016	18,915	5,361
平成13年度	女	38,022	24	35	66	501	1,676	3,710	3,489	9,064	11,915	5,755	1,787
度	男	183,885	1,682	2,283	4,089	18,798	20,320	31,048	21,969	36,861	30,101	13,160	3,574
平成	計	220,781	1,774	2,291	4,161	19,308	22,139	35,044	26,147	44,973	42,259	17,581	5,104
14年度	女	38,408	27	31	59	516	1,686	3,733	3,474	9,514	12,351	5,289	1,728
度	男	182,373	1,747	2,260	4,102	18,792	20,453	31,311	22,673	35,459	29,908	12,292	3,376

⁽備考) 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(平成 2 年度から12年度までは各年度末, 13年度からは各年度の1月15日現在)による。

第17表								• 職	務	の	級別	川在	職丬	犬沙	己	(行	政聯	戦 (_)	1 級	及~	11約	汲,	指	定	職)								
	Τ		1級					2級					3級					4級					5 級					6級					7級		\neg
	総数	女性	男性	女性割合	男性	総数	女性		女性割合	男性	総数	女性	男性	女性割合	男性	総数	女性	男性	女性	男性割合	総数	女性		女性割合	男性	総数	女性		女性 割合	男性	総数	女性		女性割合	男性
会計検査院	₹ 14	13	1	92.9	7.1	84	25	59				77	109	41.4		136	54	82			82	19		23.2		108	19	89	17.6		117	5	112		95.7
人事品	₹ 1	1	0	100.0	0.0	44	23	21	52.3	47.7	100	30	70	30.0	70.0	39	12	27	30.8	69.2	44	10	34	22.7	77.3	84	17	67	20.2	79.8	93	26	67	28.0	72.0
内閣・内閣を	₹ 41	13	28	31.7	68.3	154	49	105	31.8	68.2	396	81	315	20.5	79.5	329	53	276	16.1	83.9	307	47	260	15.3	84.7	429	47	382	11.0	89.0	262	16	246	6.1	93.9
内閣法制局	i 1	1	0	100.0	0.0	2	0	2	0.0	100.0	5	2	3	40.0	60.0	11	6	5	54.5	45.5	4	1	3	25.0	75.0	4	0	4	0.0	100.0	4	0	4	0.0	100.0
宮内「		4	36	10.0	90.0	55	13			76.4	146	26	120	17.8		129	10	119	7.8		102	10	92	9.8	90.2	107	2	105	1.9	98.1	31	0	31		100.0
国家公安委員会		25	19		43.2	504	68	436		86.5		141	1,098	11.4		898	99	799				45	383	10.5		810	33	777	4.1		269	5	264	1.9	98.1
防衛施設「		1	0	100.0	0.0	2	1	1	50.0	50.0	7	2	5	28.6		1	0	1		100.0	6	0	6	0.0		2	0	2			0	0	0	-	_
金融 月総務 後	+	85	31	73.3		308	123	185		60.1		427	106 490	16.5		1,266	12 527				722		99	7.5 38.2	92.5	942	123	135 819	3.6		121 494	17	117 477		96.7
公正取引委員会	-				48.1	61	21	40		65.6		427	79	21.8		1,200	16			81.4	60		_		83.3	46	123	42	8.7	91.3	63	1/	62		98.4
公害等調整委員会		0	0	-	_	0	0	0		-	4	2	2	50.0		2	1	1	50.0			1	3	25.0		7	0	7		100.0	3	0	3	0.0	
郵政事業月	F 0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	_	_
消防原	F 0	0	0	-	-	10	0	10	0.0	100.0	14	2	12	14.3	85.7	9	1	8	11.1	88.9	18	1	17	5.6	94.4	16	0	16	0.0	100.0	7	0	7	0.0	100.0
法 務 1	443	187	256	42.2	57.8	1,189	435	754	36.6	63.4	3,884	1,671	2,213	43.0	57.0	2,845	780	2,065	27.4	72.6	1,364	216	1,148	15.8	84.2	3,279	424	2,855	12.9	87.1	2,045	151	1,894	7.4	92.6
外 務 1	243	131	112	53.9	46.1	481	242	239	50.3	49.7	664	253	411	38.1	61.9	288	77	211	26.7	73.3	386	65	321	16.8	83.2	717	76	641	10.6	89.4	511	70	441	13.7	86.3
財務	690	251	439	36.4	63.6	1,529	385	1,144	25.2	74.8	3,250	660	2,590	20.3	79.7	1,501	281	1,220	18.7	81.3	1,189	147	1,042	12,4	87.6	1,803	162	1,641	9.0	91.0	1,906	129	1,777	6.8	93.2
文部科学 1	416	169	247	40.6	59.4	2,951	1,100	1,851	37.3	62.7	8,788	3,321	5,467	37.8	62.2	10,452	3,322	7,130	31.8	68.2	6,783	991	5,792	14.6	85.4	4,347	367	3,980	8.4	91.6	1,900	55	1,845	2.9	97.1
厚生労働省	698	330	368	47.3	52.7	5,305	1,727	3,578	32.6	67.4	9,377	3,436	5,941	36.6	63.4	9,896	2,437	7,459	24.6	75.4	4,852	822	4,030	16.9	83.1	8,273	1,524	6,749	18.4	81.6	6,341	858	5,483	13.5	86.5
農林水産	â 375	96	279	25.6	74.4	1,072	291	781	27.1	72.9	2,227	523	1,704	23.5	76.5	6,756	872	5,884	12.9	87.1	4,119	272	3,847	6.6	93.4	4,394	344	4,050	7.8	92.2	2,798	125	2,673	4.5	95.5
経済産業1	101	50	51	49.5	50.5	455	164	291	36.0	64.0	814	239	575	29.4	70.6	800	208	592	26.0	74.0	556	83	473	14.9	85.1	1,134	188	946	16.6	83.4	993	157	836	15.8	84.2
国土交通省	-	350	1,487		80.9		600	2,657		81.6			8,486	14.1		9,344	735		7.9		4,902		4,468		91.1	8,267	382	7,885	4.6	95.4	4,061	63	3,998		98.4
環境質	+		5	50.0		68	16	52		_	134	22	112	16.4		82	11		13.4		112		96	14.3		135	16		11.9		120	4	116		96.7
#	5,104	1,728	3,376	33.9	66.1	17,581	5,289	12,292	30.1	69.9	42,259	12,351	29,908	29.2	70.8	44,973	9,514	35,459	21.2	78.8	26,147	3,474	22,673	13.3	86.7	35,044	3,733	31,311	10.7	89.3	22,139	1,686	20,453	7.6	92.4
	L.		8級	-4-84	ED AV-	_		9 級	-4-M-	EB A#-		_	10級	-t-M-	ED AV		_	11級	-4-14-	m /4			計	-4-84	ED A4		_	省定職		m Ar					
	総数	女性	男性	女性割合	割告	総数	女性	男性	女性 割合			女性	男性	女性割合		総数	女性	男性		割合	総数	女性	男性	女性 割合		総数	女性		女性 割合						
会計検査	₹ 285	9	276	3.2	96.8	74	0	74	0.0	_	43	0	43	0.0	100.0	40	0	40	0.0	100.0	1,169	221	948	18.9	_	19	0			100.0					
人事品	138	12	126	8.7	91.3	33	0	33	0.0	100.0	31	1	30	3.2	96.8	26	1	25	3.8	96.2	633	133	500	21.0	79.0	20	1	19	5.0	95.0					

			8級					9級					10級					11級					āt				ł	能定職		\neg
	総数	女性	男性	女性 割合	男性 割合	総数	女性	男性	女性 割合	男性 割合	総数	女性	男性	女性 割合	男性 割合	総数	女性	男性	女性 割合	男性 割合	総数	女性	男性	女性 割合	男性 割合	総数	女性	男性	女性 割合	男性 割合
会計検査院	285	9	276	3.2	96.8	74	0	74	0.0	100.0	43	0	43	0.0	100.0	40	0	40	0.0	100.0	1,169	221	948	18.9	81.1	19	0	19	0.0	100.0
人 事 院	138	12	126	8.7	91.3	33	0	33	0.0	100.0	31	1	30	3.2	96.8	26	1	25	3.8	96.2	633	133	500	21.0	79.0	20	1	19	5.0	95.0
内閣・内閣府	299	9	290	3.0	97.0	105	2	103	1.9	98.1	75	0	75	0.0	100.0	98	3	95	3.1	96.9	2,495	320	2,175	12.8	87.2	63	1	62	1.6	98.4
内閣法制局	4	0	4	0.0	100.0	3	0	3	0.0	100.0	14	0	14	0.0	100.0	7	0	7	0.0	100.0	59	10	49	16.9	83.1	4	0	4	0.0	100.0
宮 内 庁	43	1	42	2.3	97.7	21	0	21	0.0	100.0	11	0	11	0.0	100.0	11	0	11	0.0	100.0	696	66	630	9.5	90.5	8	0	8	0.0	100.0
国家公安委員会	286	0	286	0.0	100.0	79	0	79	0.0	100.0	37	0	37	0.0	100.0	53	0	53	0.0	100.0	4,647	416	4,231	9.0	91.0	56	0	56	0.0	100.0
防衛施設庁	5	0	5	0.0	100.0	2	0	2	0.0	100.0	2	0	2	0.0	100.0	2	0	2	0.0	100.0	30	4	26	13.3	86.7	0	0	0	-	-
金融 庁	139	0	139	0.0	100.0	51	0	51	0.0	100.0	36	1	35	2.8	97.2	16	0	16	0.0	100.0	896	59	837	6.6	93.4	10	0	10	0.0	100.0
総務省	593	9	584	1.5	98.5	204	2	202	1.0	99.0	138	3	135	2.2	97.8	120	0	120	0.0	100.0	5,820	1,592	4,228	27.4	72.6	61	0	61	0.0	100.0
公正取引委員会	71	2	69	2.8	97.2	20	0	20	0.0	100.0	15	1	14	6.7	93.3	18	1	17	5.6	94.4	568	92	476	16.2	83.8	10	0	10	0.0	100.0
公害等調整委員会	4	0	4	0.0	100.0	4	0	4	0.0	100.0	5	0	5	0.0	100.0	2	0	2	0.0	100.0	35	4	31	11.4	88.6	2	0	2	0.0	100.0
郵政事業庁	0	0	0	-	-	74	0	74	0.0	100.0	30	0	30	0.0	100.0	28	0	28	0.0	100.0	132	0	132	0.0	100.0	20	0	20	0.0	100.0
消防庁	12	0	12	0.0	100.0	9	0	9	0.0	100.0	6	0	6	0.0	100.0	5	0	5	0.0	100.0	106	4	102	3.8	96.2	4	0	4	0.0	100.0
法 務 省	1,165	33	1,132	2.8	97.2	206	5	201	2.4	97.6	107	2	105	1.9	98.1	62	0	62	0.0	100.0	16,589	3,904	12,685	23.5	76.5	24	0	24	0.0	100.0
外 務 省	960	72	888	7.5	92.5	289	13	276	4.5	95.5	181	4	177	2.2	97.8	202	7	195	3.5	96.5	4,922	1,010	3,912	20.5	79.5	60	1	59	1.7	98.3
財務省	2,228	36	2,192	1.6	98.4	461	2	459	0.4	99.6	178	3	175	1.7	98.3	152	1	151	0.7	99.3	14,887	2,057	12,830	13.8	86.2	80	0	80	0.0	100.0
文部科学省	1,577	22	1,555	1.4	98.6	519	14	505	2.7	97.3	204	4	200	2.0	98.0	99	5	94	5.1	94.9	38,036	9,370	28,666	24.6	75.4	751	5	746	0.7	99.3
厚生労働省	3,194	149	3,045	4.7	95.3	555	17	538	3.1	96.9	172	7	165	4.1	95.9	138	5	133	3.6	96.4	48,801	11,312	37,489	23.2	76.8	166	4	162	2.4	97.6
農林水産省	2,401	37	2,364	1.5	98.5	356	2	354	0.6	99.4	234	2	232	0.9	99.1	166	2	164	1.2	98.8	24,898	2,566	22,332	10.3	89.7	58	0	58	0.0	100.0
経済産業省	1,137	88	1,049	7.7	92.3	222	0	222	0.0	100.0	151	1	150	0.7	99.3	144	1	143	0.7	99.3	6,507	1,179	5,328	18.1	81.9	71	1	70	1.4	98.6
国土交通省	4,575	31	4,544	0.7	99.3	837	2	835	0.2	99.8	582	1	581	0.2	99.8	357	1	356	0.3	99.7	47,898	3,992	43,906	8.3	91.7	139	0	139	0.0	100.0
環境省	192	6	186	3.1	96.9	37	0	37	0.0	100.0	39	1	38	2.6	97.4	28	0	28	0.0	100.0	957	97	860	10.1	89.9	15	0	15	0.0	100.0
B†	19,308	516	18,792	2.7	97.3	4,161	59	4,102	1.4	98.6	2,291	31	2,260	1.4	98.6	1,774	27	1,747	1.5	98.5	220,781	38,408	182,373	17.4	82.6	1,641	13	1,628	0.8	99.2

(備考) 人事院「平成14年度における一般職の国家公務員の任用状況調査」(平成15年1月15日現在) による。

参考資料

目 次

参考資料 1	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)	179
参考資料 2	男女共同参画基本計画体系図	183
参考資料3	男女共同参画会議議員名簿	192
参考資料 4	男女共同参画・女性関係法令一覧	193
参考資料 5	男女共同参画に関する行政関係年表	194
参考資料 6	男女共同参画会議における決定等	195
参考資料7	主な男女共同参画関係調査一覧	196
参考資料 8	各府省男女共同参画推進本部主管課一覧	197

参考資料 1 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方,少子高齢化の進展,国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で,男女が, 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い,性別にかかわりなく,その個性と能力を十分に発揮することができる 男女共同参画社会の実現は,緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共 団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は 民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければなら ない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護 その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行う ことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同 参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画 社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の 措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は,前項の規定による閣議の決定があったときは,遅滞なく,男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定める ように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に, 男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査 に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法 (平成9年法律第7号) は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 附則第10条第1項及び第5項,第14条第3項,第23条,第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかか わらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会
 - 十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

参考資料 2 男女共同参画基本計画体系図

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
- ・男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- └・男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成
- ・男女共同参画基本計画の考え方
- └ ・男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画 の拡大
- ┌ ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早 期達成
 - ・団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促 進
 - ・その他の委員等への女性の参画を促進するための取組
 - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - ・女性国家公務員の採用・登用等の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援, 協力要請
- ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への 女性の登用に関する支援
 - ・市町村への取組の普及
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
 - ・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請
 - ・地方公共団体への情報提供等
 - ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配 慮
- (3) 企業,教育・研究機関,その他各種機 関・団体等の取組の支援
- ・社会的気運の醸成
- ・独立行政法人,特殊法人及び認可法人に対する協力要 請
- 大学等への協力要請
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集,提 供
- ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の具体化
 - ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期 的な調査の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワ ーク化の検討
 - ・女性リーダーの養成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
- ・政策・方針決定過程の透明性の確保

- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動 の展開
 - (3) 法識字の強化及び相談の充実
 - (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・ 整備・提供
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境 の整備

- 一・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に ついての調査の実施
 - ・家族に関する法制の整備
 - ・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討
- └ ・職場・家庭・地域等における慣行の見直し
- ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
- ・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進
- ・法令や条約の周知等
- ・相談体制の充実
- └ ・国際化への対応
- ・統計調査等の充実
- ・無償労働の数量的把握の推進
- ア 男女雇用機会均等法の履行確保
- ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化
- ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配 慮の徹底
- ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知 徹底
- ・個別紛争解決の援助、相談機能の強化
- ・女子学生の就職問題に関する施策の推進
- イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組 (ポジティブ・アクション)の推進
- ・国民的気運の醸成
- ・企業のポジティブ・アクション取組の促進
- ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
- ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等につい ての幅広い検討
- ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
- ・妊娠、出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討
- ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - ・情報提供,相談,研修等の拡充
 - ・公共職業訓練等の推進
 - ・労働者の自発的な職業能力開発の推進
 - ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
- イ 再就職に向けた支援
- ・育児・介護等により退職した者に対する支援
- ・職業能力開発の積極的展開
- ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指 針の周知・徹底等
 - ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底

- ・パートタイム労働者の雇用の安定
- ・パートタイム労働者に対する能力開発
- イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
- ・事業の適正な運営の確保
- ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保
- ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
- ・女性起業家に対する支援
- ・家族従業者の実態把握等
- エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策 の推進
- ・テレワーク・SOHOの普及促進
- ・在宅勤務等の普及促進
- ・在宅就業対策の推進
- ・家内労働者の労働条件の改善

4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し,暮らせる条 件の整備

- ・「個」としての主体性の確保
 - ・固定的な役割分担意識の是正
 - ・社会的な気運の醸成・高揚
- ・調査研究・研修・統計等における取組の充実
- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・女性の能力の開発と適正な評価
- ・女性の経済的地位の向上
- ・技術・経営管理能力の向上
- ・快適に働くための条件整備
- - ・住みやすく快適な生活環境の整備
- └・交流ネットワークの形成
- 一・高齢者生活支援体制の整備
 - ・高齢者の活動の推進
- ・老後の自立の確保

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育 て支援策の充実

- ┌ ア 多様なライフスタイルに対応した子育で支援策の充 │ 実
 - ・保育サービスの整備
 - ・放課後児童対策の充実
 - ・幼稚園における子育て支援の充実
 - ・子育てに関する相談支援体制の整備
 - ・子育てのための資産形成の支援
 - ・児童虐待への取組の推進
 - ・子育てを支援する良質な住宅,居住環境及び道路交通 環境の整備
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
 - ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環 境の整備

(3) 家庭生活,地域社会への男女の共同参

画の促進

- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環 ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促 進・充実
 - ・ 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進
 - ・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - ・介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着 促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
 - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
 - ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
 - ・家庭教育に関する学習機会の充実
 - ・父親の家庭教育参加の支援・促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
 - ・地域社会活動への参画促進
 - ・地域の教育力の再生
 - ・消費者教育の推進・支援
 - ・環境保全活動への参画の支援
 - ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
 - ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備
 - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
 - ・労働時間の短縮
 - ・フレックスタイム制等の普及促進
 - ・勤労者リフレッシュ対策

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の 構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
 - 介護保険制度の着実な実施
- イ 高齢者保健福祉施策の推進
- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護予防・生活支援のための取組
- ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成
- ウ 介護に係る人材の確保
- ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進
- └ ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進
- ・公的年金制度の安定的な運営
 - ・企業年金等の充実
- └・自助努力による資産形成等の促進
 - 一· 定年の引き上げ、継続雇用制度導入等による65歳まで の雇用の確保等

(2) 高齢期の所得保障

(3) 高齢者の社会参画の促進

- ・学習機会の整備等
- ・高齢者の社会参加活動の促進
- ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援
- ・広報・啓発活動の推進
- 一・総合的な障害者施策の推進

(4) 障害のある者への配慮の重視

(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤 ---・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備 の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基 盤づくり

□ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

国民の意識啓発

- イ 体制整備
- ・相談・カウンセリング対策の充実
- ・研修・人材確保
- ・厳正かつ適切な対処の推進
- 関係機関の連携の促進
- ·法的対応
- ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・安全・安心まちづくりの推進
- ・防犯対策の強化
- ・有害環境の浄化対策の推進
- エ 女性に対する暴力に関する調査研究
- ・被害の実態把握
- ・加害者の研究
- ア 関係機関の取組及び連携の推進
 - ・関係機関の取組
 - 関係機関の連携
 - イ 相談体制の充実
 - ・相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護・自立支援
 - · 緊急一時保護
 - ・自立支援
 - エ 暴力行為への厳正な対処等
 - ・暴力行為からの安全の確保
- ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
- ア 性犯罪への厳正な対処
 - ・関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進
 - ・性犯罪捜査体制の整備, 性犯罪捜査員の育成
 - ・性犯罪の潜在化防止に向けた取組
 - イ 被害者への配慮
 - ・指定被害者支援要員制度の効果的運用
 - ・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
 - ・関係機関との連携の推進
 - ・被害少女に対する支援活動の推進
- ・被害者連絡等の推進

(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推 淮

(3) 性犯罪への対策の推進

(4) 売買春への対策の推進

- - ・売買春の根絶に向けた取締りの強化等
 - 社会復帰支援の充実
 - ・売買春からの女性保護
 - イ 児童買春に対する対策の推進
 - ・児童買春の根絶に向けた取締りの強化
 - ・相談体制の充実
 - ウ 国際的動向への対応
- ・国際的動向への対応
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の 推進
- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止 対策等の推進
 - ・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策
 - ・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策
- イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント 防止対策等の推進
- ・教育等の場における対策
- (6) ストーカー行為等への対策の推進
- ア ストーカー行為等への厳正な対処
 - ・ストーカー行為等への厳正な対処
- イ 被害者の支援及び防犯対策
- └・被害者の支援及び防犯対策

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
- ┌・女性の健康問題への取組についての気運の醸成
 - ・学校における性教育の充実
 - ・性に関する学習機会の充実
- ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - ・女性の健康保持のための事業等の充実
 - ・健康教育の推進
 - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
 - ・不妊専門相談サービス等の充実
 - ・周産期医療の充実
 - ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及
 - ウ 成人期, 高齢期等における女性の健康づくり支援
 - ・成人期, 高齢期の健康づくりの支援
 - ・子宮がん, 乳がん, 骨粗しょう症等の予防対策の推進
- ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進
- (3) 女性の健康をおびやかす問題について の対策の推進
- ア HIV/エイズ, 性感染症対策
 - ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
 - ・性感染症対策の推進
 - ・学校におけるHIV/エイズ,性感染症に関する教育の 推進
 - イ薬物乱用対策の推進
 - ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶

- ・少女による薬物乱用対策の推進
- ・薬物乱用防止教育の充実
- ・薬物乱用を許さない社会環境の形成

9 メディアにおける女性の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まな い者からの隔離等に関する方策の推進
 - ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支 援
 - ・性・暴力表現を扱ったメディアの, 青少年やこれに接 することを望まない者からの隔離
 - ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
 - ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
 - ・メディアにおける男女共同参画の推進
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの 確立に向けた検討
 - ・現行法令の適用による取締りの強化
 - ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排 除できるシステムの開発,普及
 - ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の 推進
 - ・自主ガイドラインの策定の支援等
 - ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制 等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
 - ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
 - 情報教育の推進
 - ・男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイド ラインの策定, 浸透
 - ・ガイドラインの他の機関への啓発
- (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等 における性にとらわれない表現の促進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実

- ・学校教育全体を通じた指導の充実等
- ・家庭科教育の充実
- イ 高等教育の充実
- ・高等教育機関における男女共同参画の推進
- ・奨学金制度の充実
- ウ 社会教育の推進
- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ・男女共同参画に関する学習機会の提供
- ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実
- エ 教育関係者の意識啓発
- ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
- 社会教育関係者の意識啓発

- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機 会の充実
- オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
- ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
- └ ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討
- ア 生涯学習の推進
 - ・リカレント教育の推進
 - ・放送大学の整備等
 - ・学校施設の開放促進等
 - ・青少年の体験活動等の充実
 - 民間教育事業との連携
 - ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
 - ・現代的課題に関する学習機会の充実
 - ・学習成果の適切な評価
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充 実
 - ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
 - ・女性の能力開発の促進
 - ・女性の学習グループの支援
 - ・国立女性教育会館の事業の充実等
 - ウ 進路・就職指導の充実
 - ・進路指導の充実
 - ・女子高生,女子学生に対する職業意識の醸成,意識啓発の実施
 - ・就職指導の充実
- └ ・各経済団体等への協力要請
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への 貢献
- ┌・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
 - ・未締結の条約に関する検討
 - ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進
 - ア 国連の諸活動への協力
 - ・国連の諸活動への協力
 - イ WID/ジェンダーの推進
 - ・WIDイニシアティブの推進
 - ・WID推進体制の充実
 - ・NGO等との連携・協力の強化
 - ウ 女性の平和への貢献
 - ・平和を推進する国際機関等への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参 画の促進
 - ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画 の促進
 - オ 国際交流・協力の推進
 - ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
 - ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進
 - ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- 2 調査研究,情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体, NGOに対する支援, 国民 の理解を深めるための取組の強化

- ・男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状 況の監視
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に ついての調査
- ・施策の総合的推進,フォローアップ等
- 年次報告等の作成
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強 化等
- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の 機動的開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員 等の積極的活用
- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報 の提供
- ・我が国の取組の海外への発信
- ・地方公共団体に対する支援の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充
- ・NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

参考資料 3 男女共同参画会議議員名簿(平成16年5月7日現在)

議長	細田博之	内閣官房長官
議員	麻生太郎	総務大臣
同	野 沢 太 三	法務大臣
同	川口順子	外務大臣
同	谷 垣 禎 一	財務大臣
同	河 村 建 夫	文部科学大臣
同	坂 口 力	厚生労働大臣
同	亀 井 善 之	農林水産大臣
同	中 川 昭 一	経済産業大臣
同	石 原 伸 晃	国土交通大臣
同	小 池 百合子	環境大臣
同	石 破 茂	防衛庁長官
同	小 野 清 子	国家公安委員会委員長
同	岩 男 壽美子	武蔵工業大学教授,慶應義塾大学名誉教授
同	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社専務執行役員
同	神田道子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
同	君和田 正 夫	株式会社朝日新聞社代表取締役専務編集担当
同	住 田 裕 子	弁護士,獨協大学特任教授
同	橘 木 俊 詔	京都大学教授
同	林 誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
同	原 ひろ子	放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
同	平 山 征 夫	新潟県知事
同	福原義春	株式会社資生堂名誉会長
同	古 橋 源六郎	財団法人日本交通安全教育普及協会会長
同	山 口 みつ子	財団法人市川房枝記念会常務理事

参考資料 4 男女共同参画・女性関係法令一覧

成立年月日 公布年月日 施行年月日	法 令 名	內 容
15. 6. 6 成立 15. 6.13 公布 16. 3. 1 施行	職業安定法及び労働者派遣事業の 適正な運営の確保及び派遣労働者 の就業条件の整備等に関する法律 の一部を改正する法律(平成15年 法律第82号)	厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等に対応するため、職業紹介事業や労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、これらの事業に係る規制の見直し等所要の措置を講じた。
15. 7. 9 成立 15. 7.16 施行 公布の日から施行 ただし、国が定める行 動計画策定指針の策定は15年8月22日から、地方公共団体の行動計画及び事業主の行動計画の策定は17年4月1日から施行。なお、本法は平成27年3月31日までの時限立法。	次世代育成支援対策推進法	我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。
15. 8.25 15.10. 1 適用	事業主が講ずべき短時間労働者の 雇用管理の改善等のための措置に 関する指針の改正(厚生労働省告 示第297号)	
15.12.25 公布	職業安定法及び労働者派遣事業の適 正な運営の確保及び派遣労働者の就 業条件の整備等に関する法律の一部 を改正する法律の施行期日を定める 政令(平成15年政令第541号)	
15.12.25 公布 16. 3. 1 施行	職業安定法施行令等の一部を改正 する政令(平成15年政令第542号)	
15.12.25 公布 16. 3. 1 施行 16. 4. 1 施行	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第179号)	

参考資料 5 男女共同参画に関する行政関係年表

年月日	国の動き	年月日	国際機関,民間団体等の動き
15. 4. 8	男女共同参画会議「女性のチャレン ジ支援策の推進に向けた意見」決定		
15. 6. 1 ~ 6.30	第18回「男女雇用機会均等月間」(厚 生労働省)	15. 6.30 ~ 7.18	第 29 回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
15. 6.13	「平成14年度男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成15年度において講じようとする男女用同参画社会の形成の促進に関する施策」(平成15年版男女共同参画白書)国会提出,公表(内閣府)	7. 8	女子差別撤廃条約実施状況第 4 回及び第 5 回報告書審議 (第 29 回女子差別撤廃委員会)
15. 6.20	男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定		
15. 6.23 ~ 6.29	平成15年度「男女共同参画週間」 の実施		
15. 7.16	男女共同参画会議「政府が実施する 男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策の実施状況及び今後の取組 に向けての意見(男女共同参画にか かわる情報の収集,整備,提供)」 決定		
15.10. 1 ~10.30	第9回「仕事と家庭を考える月間」 (厚生労働省)		
15.12.25	仕事と家庭の両立支援対策の充実に ついて(労働政策審議会建議)	16. 1.12 ~ 1.30	第 30 回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
16. 3.29	「平成15年版働く女性の実情」公表(厚 生労働省)	16. 3. 1 ~ 3.12	第 48 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)(外務省)
		16. 3.11	第17回「農山漁村女性の日記記 念行事」開催(農林水産業関係 の8つの女性団体の主催)

参考資料 6 男女共同参画会議における決定等

「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見|

平成13年6月19日

※本決定に基づき、「仕事と子育ての両立支援策の方針に ついて | を閣議決定(13年7月6日) 平成13年10月3日 「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』 の円滑な施行に向けた意見」 「男女共同参画会議における監視の実施方針| 平成13年10月3日 平成13年10月3日 「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況 の監視に関する平成13年度の活動方針について」 「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』 平成14年4月2日 の円滑な施行に向けた意見(その2)| 平成14年7月15日 「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見 | 平成14年7月15日 「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況

平成14年10月17日 「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人

権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強

の監視に関する平成14年度の活動方針について」

化に向けた意見」

平成15年4月8日 「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」

平成15年7月16日 「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(男女共同

参画にかかわる情報の収集,整備,提供)」

参考資料 7 主な男女共同参画関係調査一覧

調査名	調査実施 年 月 日	調査対象	資料作成 発表年月
(内閣府関係)			
配偶者等からの暴力に関する調査	14年1月	全国 20 歳以上の男女 4,500 人	15年4月
地方公共団体における男女共同参 画社会の形成又は女性に関する施 策の推進状況調査	15年4月	地方公共団体(都道府県,市町村, 特別区)	15年8月
(厚生労働省関係)			
女性雇用管理調査 14年度	14年11月	全国9大産業に属する5人以上規模の約10,000事業所	15年7月
女性雇用管理調査 15 年度	15年10月	全国 14 大産業に属する 30 人以上 規模の約 7,000 企業	16年7月
家内労働実態調査	15年10月	一定の方法により抽出した全国の 家内労働者	16年3月
家内労働概況調査	15年10月	全国の家内労働者数,委託者及び 家内労働者	16年3月
(人事院関係)			
女性国家公務員の採用・登用の拡 大施策に関する調査	15年5月	各府省(28 機関),特定独立行政 法人(54 機関)	15年7月

⁽備考) 平成15年度に実施又は公表されたものについて掲載している。

参考資料 8 各府省男女共同参画推進本部主管課一覧

	電話番号
府 省 部 局 課 名	代 表 直 通
内閣府男女共同参画局総務課	(5253) 2111 内83706 (3581) 2109
警察庁長官官房総務課	(3581) 0141 内2149 —
防衛庁人事教育局人事第二課	(3268) 3111 内20680 (5229) 2146
金融庁総務企画局総務課	(3506) 6000 内3138 (3506) 6026
総務省大臣官房企画課	(5253) 5111 内1411 (5253) 5156
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	(3580) 4111 内2887 (3592) 5395
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課	(3580) 3311 内3928 (5501) 8240
財務省大臣官房総合政策課	(3581) 4111 内5167 (3592) 1018
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	(5253) 4111 内3268 (6734) 3268
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	(5253) 1111 内7827 (3595) 2491
農林水産省経営局女性・就農課	(3502) 8111 内4332 (3591) 5831
経済産業省総務課企画室	(3501) 1511 内2132 (3501) 0650
国土交通省総合政策局政策課	(5253) 8111 内24225 (5253) 8256
環境省総合環境政策局総務課	(3581) 3351 内6216 (5521) 8227
人事院事務総局職員福祉局参事官	(3581) 5311 内2314 (3581) 0755